

令和6年加美町議会第1回定例会会議録第4号

令和6年3月8日（金曜日）

出席議員（17名）

1 番	尾 出 弘 子 君	2 番	佐々木 弘 毅 君
3 番	柳 川 文 俊 君	4 番	味 上 庄一郎 君
5 番	早 坂 伊佐雄 君	6 番	高 橋 聡 輔 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	一 條 寛 君
13 番	伊 藤 信 行 君	14 番	佐 藤 善 一 君
15 番	米 木 正 二 君	16 番	伊 藤 淳 君
17 番	早 坂 忠 幸 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相 澤 栄 悦 君
危機管理室長兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木 功 君
企画財政課長	佐々木 実 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町民課長	伊 藤 一 衛 君
地球温暖化対策室長	早 坂 卓 君
税 務 課 長	塩 田 雅 史 君
産業振興課長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	鎌 田 裕 之 君
森林整備対策室長	阿 部 正 志 君

建 設 課 長	村 山 昭 博 君
保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
子 育 て 支 援 室 長	鎌 田 征 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
上 下 水 道 課 長	齋 藤 純 君
会計管理者兼会計課長	大 場 利 之 君
小 野 田 支 所 長	内 海 茂 君
宮 崎 支 所 長	嶋 津 寿 則 君
総 務 課 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 仁 君
農 業 委 員 会 会 長	板 垣 文 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 一 彦 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	猪 股 良 幸 君
参事兼次長兼議事調査係長	青 木 成 義 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	今 野 寿 弥 君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

第 4 報告第 2号 専決処分した事件の報告について（令和5年度加美町新設中学校改修工事（第4工区視聴覚棟他）請負変更契約の締結について）

- 第 5 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（加美町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第 3 号 加美町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 4 号 加美町課設置条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 11 議案第 8 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 9 号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 13 議案第 10 号 加美町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 11 号 加美町介護保険条例の一部改正について
- 第 15 議案第 12 号 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 16 議案第 13 号 加美町公民館条例の一部改正について
- 第 17 議案第 14 号 加美町中新田 B & G 海洋センター条例の一部改正について
- 第 18 議案第 15 号 加美町公共物管理条例の一部改正について
- 第 19 議案第 17 号 加美町母子生活支援施設条例の廃止について
- 第 20 議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について（鹿原地域づくりセンター他）
- 第 21 議案第 19 号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第 22 議案第 20 号 令和 5 年度加美町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 23 議案第 21 号 令和 5 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 24 議案第 22 号 令和 5 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 25 議案第 23 号 令和 5 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 第 2 6 議案第 2 4 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 7 議案第 2 5 号 令和 5 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 8 議案第 2 6 号 令和 5 年度加美町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 9 議案第 2 7 号 令和 6 年度加美町一般会計予算
- 第 3 0 議案第 2 8 号 令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 9 号 令和 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 0 号 令和 6 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 3 3 議案第 3 1 号 令和 6 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 2 号 令和 6 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 3 号 令和 6 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 4 号 令和 6 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 5 号 令和 6 年度加美町下水道事業会計予算
- 第 3 8 議案第 3 6 号 令和 6 年度加美町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 8 まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、ご起立願います。

おはようございます。

着席願います。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番三浦英典君、11番沼田雄哉君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告13番、2番佐々木弘毅君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 佐々木弘毅君 登壇〕

○2番（佐々木弘毅君） それでは、議長のお許しをいただいて、通告13番目ということで一般質問に入らせていただきます。

まだまだ三寒四温といいますが、寒くなったりちょっと暖かくなったりと、こんなお天気だと震災で避難生活をされているお年寄りの方々、体の弱いの方々、大変だろうと思います。町長の所信表明の中にもお年寄りを大切にすることということで、私もうれしく拝見しておりました。

昨日、ウランバートルの友人から電話があって、大分、兄貴、あったかくなってきました。今何度なのと聞いたら、外は外気はまだまだマイナス25度ということで三寒四温は続くかなと思っています。

そんな中、質問に入っていくわけですが、大綱2問ということで今日はお話伺いたいと思います。

今年の1月1日夕刻、能登半島を襲った大地震は、私たちを震撼させました。ようやく復興の歩みを刻んできた13年前の3.11東日本大震災とオーバーラップをいたします。謹んで思いを残しながら亡くなられた244名の方たちへのお悔やみを申し上げますとともに、被災された多

くの方たちに心よりお見舞いを申し上げる次第です。

こういった大きな災害時の犠牲者となるのは、大半が高齢者や障がいのハンディキャップのある方たちです。せっかく一時避難で助かった命が、避難した場所で悲しい事態が起こっています。心身機能の低下や災害関連死を発生させてはなりません。

我が町においても福祉避難所指定はしていますが、真に要援護者の命と身体機能をサポートできるのかを伺ってまいりたいと思います。

次を伺います。

1つ、東日本大震災時の避難所、福祉避難所は設置されたか。その利用状況はどうだったか。

2つ、加美町における災害時要援護者の人数とその内訳。要支援、要介護、身体障がい者など。そして、独り暮らし、老老介護の要援護者の把握はしていますか。

3つ目、災害時、どの時点で福祉避難所設置を指示するのか。現在の福祉避難所までの移動はどうするのか。

4つ目、現在の福祉避難所は避難する方たちにとって適所と考えるか。

5つ目、新たな福祉避難場は検討しないのか。

6つ目、福祉避難所として命をつなぐ設備、備品は確保されているか。

以上、まず伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） おはようございます。

本日、定例議会4日目ということで、本日も何とぞよろしくお願い申し上げます。

佐々木議員からは、能登半島を襲った大地震の震災に、能登地震におきまして、まずはそれに関連しますご質問をいただいているところでございますけれども、まず、町としまして今回の被災地に関しましてご案内かと思っておりますけれども、1月と2月に、それぞれ職員を2名ずつ合わせて4名の職員を能登町のほうに派遣させていただきまして、そして被災者の皆さんの支援活動を行わせていただいたといった次第でございます。

また、宮城県を通して今後も同様の要望が既に来ておりますので協議しながら、今後も継続的に能登地方の皆様のご少しでも復旧復興に役立てるように、加美町としても役場の中におきましてもしっかりと支援できるような体制を取っていきたいと思っております。

その中におきまして、今、災害時における我が町の福祉避難所についてということで、小項目にしまして6点ご質問をいただきました。それに従ってお答えさせていただきたいと思っ

おります。

まず初めに、東日本大震災時に避難所、福祉避難所を設置されたか。その利用状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目の質問に対しましては、東日本大震災発生時における避難所は、3地区それぞれ開設しております。しかし、その当時は福祉避難所の設置までは義務づけられていなかったということより、今後、東日本大震災を踏まえ、2013年6月の災害対策基本法改正により福祉避難所が義務づけられております。

東日本大震災が発生した当時の利用状況についてですが、3月11日夜から各地区の避難所を開設しまして、中新田福祉センターは最高で100名、小野田保健センターは3名、宮崎福祉センターは最高24名の利用ということになっていたようでございます。

続きまして、2番目としまして、災害時要援護者の人数とその内訳に関するご質問に対してお答えさせていただきます。

災害時避難行動要援護者の登録者数は、令和6年1月現在で776名となっております。このうち、一部重複しますが、要介護3以上が99名、障害者手帳所持者が227名、独り暮らし世帯を含め世帯全員が75歳以上である高齢世帯が468名、その他の理由で登録されている方が104名となっております。なお、これとは別に呼吸機能障がいをお持ちの方が21名、そのうち在宅酸素濃縮器を利用されている方が12名となっております。

次に、3点目、災害時、どの時点で福祉避難所設置を指示するのか。また、福祉避難所までの移動に関するご質問にお答えいたします。

大雨や台風等で災害発生のおそれがある警戒レベル3に達した場合、避難行動に時間を要する高齢者等が前もって暗くならない時間帯に避難してもらうために、早めに避難所と福祉避難場を開設いたします。地震等の災害時においては、避難所開設のための準備が整い次第、避難所と福祉避難所を開設いたします。

また、福祉避難所までの移動につきましては、災害発生時の時間帯にもよりますが、ご家族が運転する車での移動、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団等による支援をお願いしております。

次に、4点目、現在の福祉避難所は避難する方たちにとって適所と考えるかのご質問にお答えいたします。

福祉避難所につきましては、内閣府による福祉避難所の確保・運営ガイドラインに沿って、段差の解消、スロープの設置、手すりや障がい者用トイレの設置等のバリアフリー化をしてい

る施設であり、また要配慮者が福祉関係の相談ができる職員配置が整っている施設として選定しております。

しかしながら、今回の能登半島地震のような大規模災害が発生した場合には、長期にわたり避難生活を余儀なくされる場合も考えられますので、全てにおいて現在の福祉避難所が適所であるとは考えてはおりません。

次に、５点目の新たな福祉避難所は検討しないのかとの質問にお答えいたします。

現在、加美町の福祉避難所は３地区の福祉センターを指定しておりますが、新たな公共施設の福祉避難所を設置するとなりますと、バリアフリー化である程度のスペースが取れる施設で要配慮者が福祉関係の相談ができる職員配置が整っている施設はございませんので、大変難しい状況であると考えております。

一方で、加美町内の特別養護老人ホームの青風園、やくらいサンホーム、特養みやざきとの災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定を結んでおりますが、今後は、他の民間福祉事業者との新たな災害協定も推進していかなければならないと考えております。

最後に、６点目、福祉避難所として命をつなぐ設備、備品は確保されているのかとの質問にお答えいたします。

福祉避難所は、乳幼児のいる家族、介護の必要な高齢者、障がい者等が利用することから、一般避難所の備品とは別に毎年必要に応じて追加配備し、機能充実に努めております。

備品については、日本赤十字社など関係機関と連携しながら、エアマット、段ボールベッド、歩行器、テントなどを新たに配備し、感染拡大予防対策として、パーティションも導入しております。また、キューブミルク、液体ミルク、離乳食など乳幼児向けの食品も備蓄しているため、賞味期限を確認しながら随時買換え対応をしているものでございます。

以上になります。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○２番（佐々木弘毅君） るるご説明いただきました。災害関連死という言葉すら、これは東日本大震災、そしてその前の熊本あたりから出てきた言葉ですが、よくまだまだ理解されていないということで改めてお聞きしたいのですが、災害関連死とはどういうものか。また、災害関連死で亡くなる要因というのは何なのか、お分かりでしたら分かる範囲でお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○２番（佐々木弘毅君） 時間ないものですから、私が言います。

○議長（早坂忠幸君） 分かっているなら最初から……。

○2番（佐々木弘毅君） 聞いている人たちに分かってもらうように私はお話ししていますから。

○議長（早坂忠幸君） 分かりました。どうぞ。

○2番（佐々木弘毅君） 災害関連死というのは、要は直接のダメージ、要するに潰れて下敷きになったとか波にのまれたとか直接の原因で亡くなる死ではなくて、例えば、避難所に行きました、避難所でもうごちゃごちゃごちゃごちゃ、野戦病院みたいな中で取り残された老人の方々、体の弱い人たちが孤独になり、そしてトイレも行けず、寒い、暖も取れない、そういった中で、もともと持っていた病気が悪化して、そして孤独を感じてストレスを感じて亡くなっていく。これは、だから時間差の経緯もあります。例えば、東日本大震災では、立派な避難所を造ってもらってそこに避難しても孤独死という方々もたくさんいらっしゃいました。そういったものも含めて関連死と言われています。

ちなみに、東日本大震災では3,794人、2016年の熊本地震では218人の災害関連死と言われる人たちが認定をされています。これも認定ですから、申請をしないと駄目なんですね。独り暮らしの人が関連死していても、申請をしてくれる人がいなければ関連死ということで補償金もらえないんです。こういった審査もありますが、これは行政のことです。

それで、こんなニュースが1月11日、朝日新聞にありました。能登町の避難所で生活していた80歳男性が、9日夜に体調を悪化させ病院に搬送され、その後、急性心不全で死亡。男性は心臓や肺に持病があり、避難所で十分に暖を取ることができず眠れない日が続いていたということが1つの引き金になったわけです。

これが災害関連死ということの人数の多いこと多いこと。2016年の熊本地震のとき218人、このときは直接の死者を50人も上回っていたということなんです。この加美町でも全くあり得ないということではないと思うんですが、要は、私の今日の関連質問で、今日は4番、5番、6番というところに当ててお話をしていきたいと思います。

まず、指定されている加美町の福祉避難所についてお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長です。よろしく願いいたします。

加美町においての福祉避難所の指定に関しましては、中新田福祉センター、小野田の福祉センター、宮崎の福祉センター、公共施設3つでございます。

あと協定によって、中新田地区にある青風園、あとは小野田地区の特別養護老人ホームやくらいサンホームと、あと宮崎地区のところの特養みやざきということで、合計6つでございます。

す。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。

その際に、福祉避難所までの移動はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

移動に関しましては、ご家族の車での移動、あとは自主防災組織での要配慮者における名簿等を渡しておりまして、区長さん、または民生児童委員さん、または消防団員にもしもの場合は送迎をお願いしているという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） そうですね、町長、そこなんです。マニュアルどおりにやって、みんななどこの市町村もマニュアルどおりやるんです、マニュアルどおり。自主防災組織、あとは区長、民生委員お願いしますと、どこの市町村もそうです。ところが、いざ震災になってみるとほとんどが機能しない。

今日の新聞にもたまたま載っていました。第1面、河北新聞です。劣悪な避難所。行政、人手や知識不足。3.11、そして能登半島地震の教訓は生かされたかということなんです。非常にこれは重たいものだなと思って見ていました。

マニュアルどおりではなくて、今日の私の質問は、決して難しいことを話するわけではありません。例えば、今のおっしゃられた自主防災組織、消防団、区長、民生委員、こういったときに本当に当てになりますか。町長いかがですか、その辺の話は。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 佐々木議員、だからといってマニュアルがなければ、まずは駄目だと思います。そうですね。

ですから、3.11のときにしても多くの場合、消防団の方々が、またはその地区の指導、いわゆる区長さんとか行政区自治会長さんたちが逃げ遅れたといったようなこともあったくらい、まずはその地区の皆様方から、皆様のリーダー的な方々があのときに、今ほど完備されていなかったかもしれませんが、まず、マニュアルというよりはそれぞれの役目に応じて、そして動いてくださって、そして、かつ、その方々がどうしても逃げ遅れたという方々がたくさんい

たのかと私は思っております。

まず、マニュアルというものを1つの基盤として、それにプラスアルファをどうするかといったようなご議論かとは思っております。もちろんマニュアルどおりで全てが対処できるとは思っておりません。ですから、よく自助、共助、公助という言葉があるとおり、共助の部分の問題ご指摘なのかなと、今のところ質問を聞かせていただいて受け止めております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） さすが町長のご回答でした。決して私はマニュアルを非難するわけではないんです。当然、町長がおっしゃるようにマニュアルはマニュアルとしてきちっと掌握して、形をつくって、そこにプラスアルファを持っていくということが大事だと思います。今日はその辺の部分でのお話だと聞いてください。

そして、いろいろ調べてみますと、たまたま平成19年のときの能登半島地震のとき、これは国の運営ガイドラインの内閣府で出している各地区の各県の福祉避難所の設置実績ということでは挙げられていたものですが、石川県輪島市、平成19年の能登半島地震発生時に、災害救助法に基づき、我が国で初めてとなる福祉避難所を老人保健施設のデイケア、要するにデイサービスです、デイケアに設置をした。福祉避難所の介助員は、職員、退職者がその方の確保をすることができた。利用者の声として、夜間のトイレの心配の解消、人数も多くなく、ストレスが少なく、行き届いた介助と食事内容、安心な心がけ、最小限のプライバシーが確保されたことなどについて、一次避難所から福祉避難所に避難ができてよかったというお年寄りの声がたくさんあったそうです。こういった対象を絞って避難人数も限っていたことがよかったのかなと思います。

この結果を踏まえて、輪島市では、高齢者関係施設、障がい者関係施設、市内のほか20の施設との協定を締結したと書いてあります。確かに今回の被災の状況を見ると、3月5日現在、能登半島の地震で亡くなられた方は241名、そして災害関連死と言われる方々が15人なんです。この数字は非常に私的には少ないなあ、こんなことを言っては本当に申し訳ないんですが、決して大きい数字ということではないんです、パーセントからいうと。これはこういった施設があらかじめ協定を結ばれて、専門の知識を持った職員が専門の車を、要するに送迎車を抱えている、車両を持っているデイケア、デイサービスの民間の人たちの活躍がこれは見え隠れするのかなあと思います。

どうしても官官でやってしまう体制が多いです。私の今日は言いたいことは、そういった官民が一緒になってそういった対策を講ずる、これが我が国で初めてと書いているんです。いや

びっくりしました。どうして隣の人に手を借りないのか。どうしても行政はそういうふうにならなくちゃいけないところもあるんですが、その辺、町長どうですか、今の話は。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、先ほど私の答弁で現在、提携を行っているのは加美町内で3施設といったようなことでございました。ですから、今、佐々木議員から能登の今回の事例というものをご紹介いただきましたけれども、いや、まさしくこれから、これまではいざ知らず、必ずしも人命に関わることでございますので、民の力を、例えば、議員の個人事業としても介護施設を運営されているわけでございますけれども、そういうようなよく分かっている方々がどこに、避難を求めている方、ご高齢の方、または障がい者の方でもいいですけれども、そのようにいわれる弱者と言われる方が分かっている方にお力添えをいただいていくということ、これは先ほどのプラスアルファという意味では、非常に重要なことになってくるのかと。また、そういうふうなシステムというものを町としても取っていかなくちゃいけないのかなと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 民間の事業者も公的な事業所も、県から指定を受ける基準というのは同じなんです。広さであったり人数の基準であったり、もうそれは全て同じです。デイケア、デイサービスを利用するということは、ほとんど今いらっしゃるご老人の方々が、いろいろな場所を使ったとしても、必ずそのその人の家族歴であったり、病歴であったり、緊急連絡先であったり、本人の病歴であったり、かかりつけ医がどなたなのか、そして飲んでいる薬が何なのか、個人の情報を全てファイルをしてカルテを作って、一人一人の保管をしているわけです。ですから、こういった情報を持っているところを利用しないわけにはいかないだろうと思います。その辺、ひとつ含んでいただければと思います。

あともう一つは医療です。民官医、これは必ず医療は必要なことなんです。この辺で、医療との協定とかそういった話合いを持っているということでしょうか。ちょっと確認したいのですが。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

貴重なご意見ありがとうございます。東日本大震災の際にも、先ほど答弁でもありましたけれども、在宅酸素を利用している障がい者の方とか、いろいろ呼吸器の機械を装着している方

とか、そういった方については保健福祉課のほうから直接お宅とあと医療といろいろ調整をしてやっているという実績がございますけれども、やはり医療機関、例えば、加美町ですと公立加美病院とか老健とか、そういったところと協定を結ぶ必要もあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 全くおっしゃるとおりです。官、民、そして医、この3つときちっと協定を結んでいる市町村はおそらくありません。ぜひこれを進めていただいて、備えあれば憂いなしということで形をつくっていただければなということが、私の今日の一般質問での要望であり確認でした。災害関連死をなくすためには、やはり行政、民間、高齢福祉事業者、そして医療機関が連携、協力することが大切です。

それでは、次の質問に、大綱2問目に移っていきたいと思います。これも地震に関連して感じたことです。

庁舎建設予定の矢越は防災拠点となり得るのかという質問の内容ですが、庁舎建設予定地の矢越は、古来より谷地で地盤が軟弱な土地と言われてきました。ハザードマップでは、庁舎建設予定地から200メートル周辺が内水氾濫想定危険エリアであります。

現在の建築工法で、建設物の構築は可能だと言われています。長年の盛土により地盤も安定したように思えますが、庁舎が防災拠点としての機能を保つためには、土地の広さ、そして地盤の強度、安定性も必要だと思います。過去の大地震を経験したことで、再度の検証が必要と考えます。

庁舎は、町政発展のために町民の命と生活を守り抜くとりでとなるものです。コンパクトで機能的な町民が足を運びやすい、職員も働きやすい庁舎で、町民全てがしっかりと地盤に造ってほしいものと願っているのではないのでしょうか。

そこで、以下の点について伺います。

1つ、庁舎建設予定地の矢越は防災拠点として考えていますか。

2つ、庁舎が防災拠点となるための要件は何でしょうか。

3つ、基本設計と合わせて再度地盤調査はしないのですか。

4つ、庁舎建設予定地の矢越の面積は十分だと考えますか。

5つ、矢越に庁舎建設を進める中、西田の土地の有効活用はどのように考えますか。

6つ、庁舎建設予定地として矢越に進めていくことの町民への説明責任は尽くされたと思われますか。また、町民の合意は得られたと思われますか。

以上6点についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 庁舎建設予定地、矢越は防災拠点となり得るかといったようなことで6点のご質問をいただきました。

まず、1点目と2点目の庁舎の防災拠点としての考え方や要件について、ご質問にお答えさせていただきます。

本庁舎につきましては、災害が発生した場合、情報収集や災害対策本部の設置など、防災対策上、司令塔となる最も重要な拠点になってまいります。

また、防災拠点としての要件ですが、国土交通省で定める官庁施設の総合耐震対津波計画基準により通常よりも高い耐震性が求められるほか、文書やデータ等を火災から守る耐火性、大雨等の浸水に対する電気機械設備等のほうも必要であると考えております。

矢越地区に関しましては、先般、伊藤議員からもあそこの湿地帯といったようなことのお話をいただきましたけれども、おそらく佐々木議員からも、いわゆる軟弱という言葉在先ほど冒頭使われましたけれども、地盤といったようなこと、こちらでももちろんそのことは重々データの的にも幾つか押さえておりまして、軟弱地盤といったようなことの範囲でいいますと、例えば、地震のときの揺れ方といったものを考えていきますと、広い日本列島全体で見ますと、大体1億2,000万人のうちの3,800万人、4分の1ぐらいの方々がいわゆる軟弱地盤、特に関東圏を中心に生活されているといったような実態がございます。関東圏などと比較しまして、雑駁な比較になりますけれども、加美町は、または宮城県は、それよりもずっと強度が強いといったようなことがございます。実際、様々データの的なものを見させていただきますと、矢越と西田に大きなそこまでの地盤的なものの差異というものは、私たちがいろいろ資料等を見ている限りはないものと考えておりますので、実際防災拠点として十分なり得ると考えております。

3点目の基本設計と合わせて再度地盤調査しないのかといったご質問ですが、現在のところ、再度地盤調査を行う必要性は低いと考えております。しかしながら、基本設計を進めていく中におきまして、建物の位置や規模が大きく変わるなど再度調査する必要性が生じた場合となりますが、調査を行う必要性が生じる場合もあるのかと考えております。

4点目の矢越の面積は十分かという質問ですが、伊藤議員の答弁と重なりますが、矢越候補地は約1万5,000平方メートルの面積がありますので、庁舎として、また災害時の拠点として必要十分な面積を有していると考えております。

5点目の西田の土地の有効活用の考えについてのご質問ですが、まさにここの部分に関しま

しては、これから少し時間をいただきまして、これは議会の皆様、または周辺、特に中新田商店街の皆様、近隣でございますので、一緒にご意見を賜りながら考えていくべき事項だと思っております。

昨年の町政懇談会におきまして、これまで様々な形で、あくまで案という形でいただいたものを3点ほどご紹介させていただいた1つが、中新田小学校の建て替え用地にしたらいんじゃないかといったような案であったりとか、また住宅地にしたらいんじゃないかといったような案、また商店街の方々からいただいたんですが、初午まつりのときのようなイベントのときのイベント会場がないのであったほうがいいよねといったような意見や、駐車場も中新田商店街として見たときに、広い駐車場がないので駐車場のままでもいいんじゃないかといったようなご意見がございます。

このようなご意見をこれからもうちょっと組織的に、またはしっかりといただくようなことを行いながら、活用方法というのを考えていければと思っておりますし、私自身も中新田地区商店街の観光地化といったようなことを進めていく、またにぎわいづくりというものを進めていく上で、それに資するような土地利用ができればとも考えております。

最後に、6点目の矢越で庁舎建設を進めていくことへの説明を尽くされたと思うかというご質問にお答えします。

少なくとも庁舎の位置に関する説明は随分と尽くさせていただいたと考えております。説明をお聞きになった町民全員が賛同といったようなことは、これはあり得ません。ゼロか1かをしっかりと決めていかなきゃいけません。残念ながら、中庸というものを取ることができないような案件でございます。ですから、お一人お一人の皆様の本当に忌憚のないご意見を聞けば、矢越でいいんじゃないか、西田のほうがよかったよといったような意見が出るのはこれ当然でございますので、そこを、繰り返しになりますけれども、現在の庁舎の現状、相談スペースもない、待合室も少ないといったようなこと、さらには合併特例債の関係、条例の関係といったような総合的に、私自身は矢越に庁舎の建設をとといったようなことを町政懇談会、12月定例議会でもお願いさせていただいているといった次第でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。

誤解されては困るのですが、こういった庁舎建設位置の問題で私がお話しするのは、決して矢越だ西田だとかそういう綱引っ張りの綱引きの話ではないんです。私は、町長の政治判断を

重く受け止めています。やはり町長がそういうふうと考えてこれからまちづくりをするのであれば、しっかりと我々もサポートしなければいけないだろうとも考えています。しかし、冷静に正しい判断といいますか検証はしていかなければいけないだろうということで、今回このテーマを選びました。

能登半島地震のあのときのテレビに毎日のように映っていたのが、7階建てのビルがごろんと倒れて、それこそ足技をかけられたようにごろんと倒れて土にのめり込むように倒れていた姿でした。いや、すごいな、オーバーラップしたのは宮城県沖地震のとき、あのとき私、仙台にいました。もうすぐに帰ってきた途中、泉の辺りでも同じような光景を何か所か見ました。ビルが倒れてそのまんま。

それで、いろいろ見たところ、2014年の1月8日の朝日新聞が報じていました。東京電機大学の安田 進名誉教授、地盤工学、そして石川敬祐准教授が調査しました、倒れたビルを。そうしたら、何とくいが折れていたと認識をされたそうです。そして、それも新聞発表、揺れによって地面と建物等の接合部分でくいの頭が破断され、そして抜けたりしていて、くいの本体だけは地中の中に残っている状況だということで、これにはどうも液化現象も伴っていたということで報道されています。

このことで、宮城県沖地震とか東日本大震災、あのときはこの町で液化現象というのは確認されていたところありますか。お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

東日本大震災のときということの回答になりますけれども、ちょっと特定した場所というのは控えさせていただきますけれども、中新田地区ではないところ、ちょっと西寄りのほうで1か所確認したというのは記憶しております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） いちいちこのときは調べて歩く余裕もなかったでしょうから、この液化現象というのはどういったふうにどんな土壌でどのように起こるのか、ちょっと教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

液状化現象でよろしいですね。地中の中は水分を含んでいます。砂の粒というのが水分を含んで砂の粒同士がつながっているという状態の中で、振動で砂と水が分離されたときに水分が

地表のほうに吹き出されて、その度合いが大きくなると地割れでしたり地中が崩れたりという現象が起きると解釈しております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○２番（佐々木弘毅君） 富山県立大学の工学部の田蔵 隆という教授が、この震災に乗じてといますか、地震時のくいの挙動、地盤が揺れるとくいも揺れるんだと書いている文書を発見しました。

地震時には地盤も振動する。地盤が軟弱であればあるほど揺れの振幅は大きくなり、地表付近と地盤下方との揺れは拡大する。深さ方向に揺れの振幅が異なる。地盤中に真つすぐなくいが打設されているわけであるから、地盤の揺れの波の力でくいに曲げのモーメントが発生するのは当然のことだ。例えば、我々がお風呂、温泉に行つてとつぷりと静かにつかっているところ、隣に体の大きい人がどぼんと入ってくると体が揺れるあの現象だということなんです。それは土の中でも起きるんですよという学説です。こういったものを発表しています。これでおそらく輪島の倒壊した７階のビルがそのような１つの仕組みだったのかななんていうふうに、私なりに素人で考えています。

今回、加美町で行った矢越のボーリング調査のものを、一級建築士で今まで大きな建物を造って現場で管理監督もしていた方２人の方に見ていただきました。そうしたら、弘毅君、これは問題ないよと、建てるのは問題ありませんよとはっきり言われました。N50、もう50回たたいても30センチようやく進むかどうかの固い地盤まで、片や18メートル、片や15メートルということで、このくらいは普通ですよとおっしゃいました。

ただしと、ここからが話なんです。ただし、ここはどうも80センチ掘るともう水が湧いてくるとのことなんです。このボーリング調査表の中に書いてあります。80センチから1メートル掘ると相当な水が湧いてくる。そうして、工事をするときにどうしても水を吸い上げて吸い上げて工事が進むわけです。周りの田んぼに水がある時期にすると、周りの田んぼの水が引いてしまいますよ、これ私も経験あるんですよとお話ししていました。

だから、やはりその辺はよく考慮していただいて、補償の問題も出てきます。そうすると工期の問題も出てきます。それをちょっと今日は検証ということでお話しをしたいなと思って、一般質問ということでしました。この辺どうですか、今の話。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

議員さんのお話、大変参考になりましたので、庁舎建設の際もいろいろ設計者とそういった

ところも検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 時間もありませんので、せっかく用意した資料を町長にぜひご覧になっていただきたいなと思います。

ちょっと映してください。4枚ありますが資料の1、これは赤線で囲んでいるところが現在の庁舎予定地、矢越です。青いところは、岩出山線に行くところから上狼塚に曲がっていったところの周辺の土地のところですね。位置関係が分かりますね。大体200メートルぐらい、300メートルまでないと思います。

次の写真、資料2。（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 時間止めてください。

○2番（佐々木弘毅君） 時間いいですか。

○議長（早坂忠幸君） ちょっと今、議事進行ありましたので着席してください。

ただいま4番味上庄一郎君から発言の申出がありました。

発言の許可をします。味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

質問の腰を折るようで大変申し訳ございません。

佐々木弘毅議員が今回資料として出されましたこの資料ですが、今、出されました2枚目の写真、昨年6月の定例会の資料と全く同じ写真であります。さらに、その6月定例会のときには、2023年7月18日AM10時20分という表示がございます。今回は全く同じ写真で、令和4年7月、膝上まで冠水となっております。

さらに、ほかの次の資料についても、全ての資料が庁舎建設予定地となっておりますが、最後の4枚目の写真も、これはここが建設予定地であるかのように解釈されるのではないかと考えられます。さらに、この写真はゴルフ練習場が写っておりまして最近の写真ではないと、正確な年月日が写されておきませんので、一般質問の資料として出される資料としては、私は適切ではないのではないかと考えられますので、ご検討ください。

○議長（早坂忠幸君） 時間は止まりましたけれども、オーバーした分は控えておりますので後でプラスします。

今の味上庄一郎君の発言に対して、佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） いいですか。

味上議員から今、ご指摘がありました。確かに資料の1、2は前の定例会で使わせていただ

いた資料です。これ使っていけないという何か理由づけがあるんですか。

○議長（早坂忠幸君） それだけでよろしいですか。

○2番（佐々木弘毅君） あと3番、4番ですが、これは確かに味上議員おっしゃるように、ゴルフ場のまだ打ちっ放しのくいが残っていた時代ですから、今から何年かな、14年ぐらいになるのかなあ、おそらくこのときは庁舎建設位置の、それこそ町民が声を上げて叫んでいたとき、私は冷静に冷静にどちらにもつかずに、中間地でどちらが正しいのかをよく見ていました。その中で、たまたま雨が降ったときにあそこを通ろうと思ったら、こういう状況でした。だから、これは何かの後で参考になるのかなあということで撮りためていた写真をたまたま見つけて、今回、こういった一般質問に資料として利用させていただいたという経緯でございます。

○議長（早坂忠幸君） 分かりました。

味上庄一郎君の発言なんですけれども、この4枚、特にやっぱり4枚とも、1枚目は私も今見ていますけれども、赤丸しているところが予定地で、あとこっちが冠水といいますか、そういう予定地地区だというのは分かりました。

それから、2番、3番、4番ですか、これについても庁舎建設予定地としてアップされているんです。予定地ではないというのは分かりました。やっぱり言われてみればそうかなという感じしました。

それで、今日、控室の中で話したんですけれども、やっぱり質問の原稿と一緒に出していない関係で、議運の開催終わってから3日前ということで今なっていますけれども、これから質問事項と一緒に説明資料も提出するような議運の委員長からの話もあったんですけれども、議運の委員長にお願いなんですけれども、今後の一般質問の場合に、原稿それから説明資料を一緒に出すように、今回は間に合いませんので、お取り計らうようにしていただければと思いますので、三浦又英委員長の発言を許可しますので、お願いします。

○7番（三浦又英君） 今朝もお話ししましたが、1つの反省としまして、一般質問の通告と同時に、同じ日に一般質問の参考資料等を一緒に出していただくということで、議運であとは協議していくということでしていきたいと思いますので、よろしくお諮りを願います。

○議長（早坂忠幸君） よろしくをお願いします。

味上正一郎君、これでよろしいですか。

伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今まで私、もう13年ぐらいやっていますが、こういう一般質問中に途中で発言を遮るような、議事進行に関してなんです、発言されたということはありませんでし

た。私は経験がありません。これは大変に失礼ですし、それに従来は3日前に資料を出せばいいということだったので、3日前に資料を出されていたかと思います。その資料の適切かどうかについて、議運の開催には間に合わなかったかもしれませんが、期間内に出していたということで、これについて今言うことではないのではないかと、今の進行についての発言は適切ではないと思います。

○議長（早坂忠幸君） 分かりました。

一般質問の中での発言といいますか、こういう資料等、それから発言あった場合に、議案審議と同じようにそれはできるとなっていますので、誤解しないようにしてください。

以上で、なければ一般質問続けます。佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 私の腰は折れません。腰は治すほうですから。

それで、続いて行きます。

それでは資料を映してもらっていいですか。これはぜひ町長とかほかの職員にも知っていてほしいなと思って映しています。これだけ水が出て、この後は膝上まで冠水をして通行止めになります。これは繰り返し、繰り返し、繰り返しなんです。

この辺でいいです。

それで、その繰り返しの要因は、名蓋川が毎回毎回越水する、冠水することなんです、要は。この名蓋川、今、急ピッチで県のほうで工事を進めています。情報的に果たして入っているかどうか、いつ頃、安全にあの道路が通れるのか、安全に補修されるのか、その辺ちょっと建設課長、何か情報入っていますか。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

名蓋川につきましては、国道347号より下流側が度々堤防が決壊するということで、災害復旧工事として今実施、始まるところでございます。ただ、下流側の堤防が改修されたからといって、上流側の内水とかまで対応し切れるかというところではなくて、上流側は上流側で、また名蓋川は狭いところも多々ありますし、あとこの資料の写真は町道宮城線なんですけれども、その上流側も今ちょっと大改修の予定はまだされておりませんので、いつになるかというのはちょっとお答えしかねます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） すみません、補足みたいなもので。

昨日も私、あの地域のことに関連しまして答弁させていただいたわけですが、おそら

く工業用地をどうするかということだったということに近かったかと思います。現在、上狼塚地区の皆様も、基盤整備のことを事業として行いたいといったようなことで動きがございます。そして、名蓋川は県というようなことでございますし、また347号の道路整備、中新田地区の道路整備というものも長い間止まったままの状態でございます。ですので、これはまた新庁舎の建設といったことと同時並行で考えていることですが、必ずしも町だけのことではございません。

ですから、基盤整備のこと、そして河川改修、特に347号の上流におきましてはまだ未定ということになっているのは、基盤整備のご要望が上がっているといったようなことで、一体的な改修というのは重要ですよといったようなことでございます。

ですので、この辺に関しましては、昨日、言葉として、町、県、国共プロジェクトチームのようなものをつくって行っていかなくてはけませんよねと言ったものの中に、この名蓋川上流のことも私は実は念頭に持っております。

いずれにしても、あそこの排水というものを何とかしていくということの重要性ということがあの道路に関してはまず重要なと思っておりますので、これも私の今後の、または町としての今後の対応が必要なことと重々認識しております。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） この名蓋川の問題を解決しないと……。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅議員に申し上げます。

名蓋川の改修ということなんですけれども、少しこれから外れています。

○2番（佐々木弘毅君） 今、そちらの元のほうに戻りますけれども。

○議長（早坂忠幸君） 最初から名蓋川の改修についてという項目も挙げていただいていたほうが執行部のほうも答弁しやすいでしょうから、今後よろしく願いいたします。佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 勉強になります。

いずれにつけても、今の状況が続くという状況ですよ。大雨が降って線状降水帯が、すごい量の雨が、水が流れたとなると、ちょっとその辺も懸念のするところ、対応を考えていただければなとます。

このボーリング調査を見ますと、私がなぜ軟弱かと言ったかということ、N4以下は軟弱地盤だとこれは規定をされています。N4というのは、30センチ重りを入れてかんかんかんかと4回以上たたいていないと固さが出ないと軟弱地盤ということらしいです。

この矢越の土地を見ますと、10メートルぐらいまで、ゼロ回、ゼロ回、1回、4回、1回、

2回、4回、重りを置いただけでずぶずぶっと沈んでいくくらいの軟らかさが見てとれます。そして、ようやくようやく固くなるのが、大体十四、五メートルぐらい行くと、少しずつ固くなってきます。ですから、くいが折れないだろうかというのは、当然、私は考えられる普通の人の頭なのかなあとと思っています。

いずれにつけても、町長、政治判断、これは私も理解します。ただし、きちっと検証して検証して、これを町民の皆様方に、比較検討してきた検討委員会のやってきたことも含めて、町民の皆様方に丁寧にこれはやっぱり説明をすべきではないかなと思います。1回きりの説明で終わりました。これではあんまりです。今まで何度となく議員の皆さんがこの問題で取り上げて論議をしてきました。町民の皆さんがいろいろなふうに声を上げてきました。そういう時代が、歴史があります。

ですから、町長のいいところは、おそらく選挙で聞いていた、みんなの声を聞きます、みんなの声に耳を傾けますというのであれば、どうぞ皆様方に懇切丁寧な意を尽くして、誠を尽くして私の政治判断ですということをしっかりとこれは言っていただくことが大事ではないでしょうか。

ということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、2番佐々木弘毅君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時20分まで。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告14番、1番尾出弘子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 尾出弘子君 登壇〕

○1番（尾出弘子君） 今日は国際女性デーです。ミモザの花と共に質問させていただきます。

大綱2問、1つ、新庁舎建設について、2つ、農業振興について。

まず、1つ目の新庁舎建設についてです。

1月の能登地震については自然災害の脅威を感じるばかりですが、ここにきて矢越の地盤は大丈夫なのかという町民の声があらこちで聞こえます。

以下の3点について伺います。

1つ、矢越の土地については、盛土をして十数年鎮圧しているので心配ないと言いますが、

盛土をしたその下は軟弱地盤であり、地震被害が起こりやすいと危惧している土木経験者もいます。その点、西田の町有地は100年近く建物が建ち、道も踏みしめられて固い地盤であります。この状況をどう考えるのか、お答えください。

2つ、矢越町有地については西田町有地よりも狭く、防災の観点からも十分とは言えません。この点について、さきの12月定例会で、隣接地に公共的な空き地が必要ではないかという議員発言がありましたが、そのことについて町長の見解は。

3つ、町民はとにかくお金をかけない庁舎建設を望んでいます。町政懇談会でもそのような声が聞かれました。若い人たちの間でも、今、その声が高まっています。西田に新庁舎を建設し現庁舎を会議室や書庫等に活用することで、新庁舎はコンパクトに建設でき、費用を削減することができるのではないのでしょうか。

以上3つについてお答えをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 尾出議員よりご質問いただきました。ありがとうございます。

ミモザのお花、私、実は若い頃好きだったアイドル歌手の歌詞の中にミモザの言葉が出てきて、あの言葉を聞くと今でもぐっと来るものでございます。ミモザのお花、大好きです。ありがとうございます。

それでは、新庁舎建設につきまして3点ご質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。と思っております。

1点目の矢越候補地と西田町有地の地盤についてのご質問にお答えします。

ご質問のとおり、矢越候補地は以前は水田でございました。確かに西田町有地は以前より宅地であり、土地が落ち着いているということはあるとは考えております。

ただし、役場庁舎のような規模の大きな建物を建設する際は、これはどういう建物でも同じと考えてよろしいと思いますけれども、建物の重量を支えるために強固な地盤まで到達する長さのくいを打ち込むことが必要となります。その深さにつきましては、矢越候補地が約18メートル、西田候補地が約15メートルとなっており、若干の差はありますが、建物の建設に関しては何ら大きな問題がないといったような差ではないかと考えております。これは今回の議会におきましても同様の質問に対してお答えさせていただいておりますけれども、この差というのが大きな金額の差になるということではないとも受け取っております。

また、矢越町有地の近隣に建設されている住宅や商業施設を見ましても、近年の比較的大き

な規模の地震発生時に、特に目立った液状化現象や地盤沈下等による敷地の被害は生じていない状況もございます。

ご質問のように、地盤の状況に心配をお持ちの方もおられるとは思いますが、慎重に今後、そのようなことも基礎設計等の段階におきまして計画を進めていければと考えております。

2点目の矢越町有地については、面積が狭く防災の観点からも十分とは言えない。隣接地に公共的な空き地が必要ではないかという議員発言があったがというご質問にお答えいたします。

まず、これ繰り返しでございますけれども、矢越の候補地の面積は約1万5,000平方メートルあります。庁舎として、また災害時の拠点として必要十分な面積を有していると考えております。

また、隣接地に関するご意見につきましては、現段階においてはまだ全く何も検討を行っている状況ではございませんので、その点ご了承いただければと思いますし、この議員発言があったという点に関しましても、ちょっともう一度ご確認いただければと考えております。

3点目のとにかくお金をかけない庁舎建設を、現庁舎を会議室や書庫等に活用することで新庁舎はコンパクトに建設でき、費用を削減することができるのではないかという質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、新庁舎はコンパクトでシンプルなものを基本と絶対にすべきだと考えております。変な形と言いません、気をてらったような形にしますと、これは何も庁舎だけではなくて、一般論とさせていただきますけれども、雨漏りが起きたりとか、またちょっとした地震にも弱いといったようなことがございますので、やはりシンプル・イズ・ザ・ベストだと思います。また、それがコストを低く抑えるということでもございますので、そのようにしていければと考えております。

さらに、建設資材や建設費用が高騰している中でありますが、できるだけお金かけないやはり庁舎建設というものを行っていきたいと考えております。新庁舎の整備により小野田支所や宮崎支所にも余剰なスペースが生じますので、オンライン会議に対応した相談に使える場であるとか、長期にわたり保管が必要な文章等の書庫として利用など、有効活用と建設コストの削減を図っていききたいとまでは考えております。

なお、現在の本庁舎でございますけれども、耐震補強工事は実施されているものの、構造体や設備配管等の老朽化が非常に進んでおります。ご案内のとおり、エレベーター等バリアフリー化も不十分なため、書庫や会議室等への転用し継続していくのはなかなか難しいのかなとい

ったように考えております。もし仮に利用するとしても大規模な改修が必要となると考えておりますので、新庁舎への移転後は、現在としては解体の方向で計画をしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1 番（尾出弘子君） 先ほどの佐々木議員の話にもありましたN値という考え方もぜひ考慮していただきたいと思います。

では、副町長にお尋ねします。

元宮城県危機管理監として、一般論として庁舎を建てる際、地震や洪水のリスクを考慮すべきとお考えですか。お答えください。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） お答えいたします。

自治体の庁舎であるとか、あと公共施設も含めてですけれども、様々な条件というのは、立地に関する地盤であるとか、それからいろいろな災害に強い弱いというのはあると思いますので、その辺は考慮に入れるべきと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1 番（尾出弘子君） 一般論として、庁舎を建てる際、能登地震被害を見るにつけ、その土地の状況をきちんと把握することが大変大事になってきます。

資料をお願いします。

この資料は、出典ジェイシスとなっておりますが、これは町の防災マップからコピーしたもので、訂正いたします。すみませんでした。

この資料を見ると、洪水時に西田はゼロメートルから0.5メートルの水深に対し、矢越は0.5メートルから3メートルの水深になる可能性があるということです。これらの資料を見ても、矢越と西田の優劣は歴然としています。もはや小野田、宮崎から真っすぐだから矢越がよいなどという問題ではありません。もし災害があり、矢越庁舎がずたずたになったり災害拠点として成り立たなくなったときにどう対処するおつもりですか。とにかく先を見越して災害に強い地域、場所を選択することが私たちの責任と思いますが、どうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 議員、ありがとうございます。独り言のようなこととしてお聞きください。もしご指名が私であれば私とさせていただくと大変助かります。ありがとうございます。

（「全部町長に向けて」の声あり）私に向けて。ありがとうございます。私的な会話は避けて

おきます。

すみません、冒頭ありましたけれども、小野田、宮崎から真っすぐだからいいとかというような公式なコメントはどこにもないので、すみませんけれども、そのようなことは小野田、宮崎の方々は個別には言っている可能性はございますけれども、議会でございますので、ぜひ公式なご答弁同士、コメント同士のやり取りにしていいただければ、私としては大変助かるなという独り言でございます。

もちろんそうでございますけれども、先ほどの出典、ちょっと私、ここの部分が分かりかねますので、この後、危機監理室長のほうからちょっと詳しく説明させていただければと、また教えていただければと思っておりますけれども、ハザードマップの場合、矢越の地区、水田のままの状態で冠水の高さというものを表わしているのか、今現在は既に土盛りされているわけでございますから、その高さを考慮したものなのかということによってちょっと考え方変わってくるのかなとも思っております。

また、これまでも今の色合いがちょっと区別しにくくて、私も今見させていただいているところでございますけれども、ちょっとよろしいでしょうか。この中にもかように、例えば、学校であったりとか、またはもしかしたらこれあれでしょうか、様々大切な消防団の退避小屋とかもございます。

もちろん西田と矢越、この両方を比較すればこのような差が現れるのかもしれませんが、それが随時どのくらいまで危機として全くもって庁舎を建ててはいけないのかといったようなことにつながるかどうかということに関しましては、こちらとしてもまた対応というものを考えさせていただきなさいけない。

ですから、1つの情報として今受け止めさせていただいたといったような回答にさせていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

尾出議員のご質問、もう一度確認させていただきたいんですけれども、大雨の際のそちらの冠水した場合にどうすればいいのかというご質問でよろしいでしょうか。

東日本大震災の例を挙げれば、3月11日に地震があつて、庁舎内がもうずたずたのほうに書類とかなりまして、とても災害対策本部をそちらに設置するという状況ではなかったということで、その際、中新田小学校の体育館を災害対策本部として活用したと。それで、次の日12日

に庁舎に移して災害対策本部を開催し対応したという例がございます。

今現在、ほかの自治体においては、防災センターとかそういう防災に関わる専用の場所を設置しておりまして、そちらで災害対策本部等を開催して指揮系統をしているという状況でございますので、新しく建設される庁舎におかれましては、防災に関わる設備に関しては必要であると認識しております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

お示しをいただきましたマップから庁舎建設ということでちょっとお答えをしたいと思うんですが、お示しいただいた地図を見ますと、浸水エリアというのが色分けされて入り交じっている状況でございまして、確かに色分けはされてはいるんですが、どれほどの差が出るかというのは明確ではないのかなとも感じております。

また、矢越の候補地につきましては、確かに浸水が少しあるというようなことではございますが、設計をする際にそういった浸水に対応したような設計になろうかと思ひまして、浸水にある程度対応した庁舎になるものと考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 西田町有地と矢越の町有地では80センチの高低差があります。矢越の北西には堤があります。一昨年決壊しましたが、これは大きなリスクと言えます。何しろ矢越は北からも西からも水が流れてくる場所です。しかしながら、多田川、名蓋川が水をのみ込めなため、この場所に流れてくる水ははけずに冠水してしまいます。7月のときは、加美消防署が事前に消防自動車を色麻学園と西田町有地に移動させたと聞きました。災害支援拠点であり災害時の対策本部となる施設が水害リスクのある場所に建てられるなど、到底あってはならないことです。その点、町長はどのようにお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） もちろん水害リスクということで、もう一度改めて、今、先ほど議員よりご提出いただきました資料を見させていただいておりますけれども、この時点で、先ほど総務課長からも答弁ありましたけれども、ちょっと私の目が悪いのか、0.5メートルから3メートルというような幅でここにはご記載いただいて、西田のほうにはゼロメートルから0.5メートルというのはこれ色分けで数字をしていただいているのではないかと思いますけれども、現庁舎の周辺と矢越の場所というのは同じ色になっているのではないのでしょうか。すみません、

これ反問になってしまうかもしれませんが、確認として見させていただいて、いかがでございましょうか。

ですから、もしそうであるならばちょっとご議論が違ってくるのかなと思いましたので、確認をということでさせていただいてよろしいですか。すみません、あまりこの辺、得意ではないので慣れるようにしますが。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1 番（尾出弘子君） この地図を見た限りでは、西田庁舎は黄色いエリアになっていると思います。これ町の防災マップですから、これ違うのであればここ速やかに直したほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） ついでに、矢越はどの色ですか。

○1 番（尾出弘子君） 矢越はその上です。ちょっと薄いピンク。

○議長（早坂忠幸君） じゃあ、質問続けてください。

近くの方々、私語を慎んでください。よろしくお願いします。

○1 番（尾出弘子君） それでは、次の質問に行きます。

これから今までの計画以上にお金がかかるのは歴然です。今後、基本設計の発注に当たり、建設費削減のためにどのようなプランがあるのか伺います。庁舎建設に関しては、町民は把握していないと思います。どう周知するのですか。お答えください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まず、コスト削減のためにはどうするのかといったご質問に答えさせていただきますと思います。

先ほども登壇させていただいた折に最初のお話もさせていただきましたけれども、やはりまず地盤のこととか水害のこととかちょっと置かせていただきまして、建物自体としまして、これはあくまで私も建築のプロではありませんが、やはり一番形としてシンプルな形、直方体型と言ったらいいんでしょうか、そのような形が最も私は丈夫だと理解しております。

ですから、ちょっと以前に、例えば、官公庁の建物といいますと少しデザイン性を重視したがかえって後から修繕費用がかさんだなというお話はよく耳にするところでございますので、まず丈夫、長もちというものが一番でございまして、おそらくこういうような形のものは、比較論ではありますけれども、建設費も安く済むといったようなことになるのかと思っております。

いずれにしましても、庁舎建設といったようなこと、今議会におきましても予算編成という

ものをさせていただきます。まずは、ここの3月定例会のこの場所でこのような形でまずご質問も受けさせていただいて、この議会のお認めいただければ、この議会の後に、庁舎建設に關しましてワークショップなどを皆様から行いながら、形だけではなくどのような機能、またはどのような空間というものが必要だと町民の皆様にお聞きしなきゃいけない、ワークショップのようなものも今後していかなければならない、またしていくように考えておりますので、そのようなご理解でよろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 前の質問とちょっとダブるところもあるかもしれませんが、町民はとにかくお金をかけない庁舎造りを望んでいます。具体的に構想があれば教えてください。また、メンテナンスにお金をかけない工夫など教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、繰り返しになりますけれども、先ほど、まず建築といったようなことに関しましては、シンプル・イズ・ザ・ベストとまず私自身は考えているところでございます。

そして、先ほども少し答弁の中でお話しさせていただきましたが、資材高騰とかというのも続いております。今の日本の状況や世界の状況ということを考えてみますと、今後、遅くなれば遅くなるほど建設費ということはかさんでいくことが予想されます。特に人件費に関しましては、議員もご案内かと思いますが、バブル経済崩壊以降、ほとんど日本の皆さんの働く労働賃金というものが上がっていないということで、ここに来て、おそらくこれは政府も含めましていわゆる賃金の上昇ということを行っている、また少子高齢化のために労働者の方が少なくなっているということもこれ拍車をかけていくと。ですから、遅くなれば遅くなるほど、庁舎建設というものはリスクとしまして建設費がかさむといったようなことがございます。ですので、合併特例債も活用をしっかりと行っていかなければ、これはまさにもう本末転倒のことが起きていきます。

ですので、再三再四お願いしているというのが、もう庁舎建設を行うということに対してぎりぎりの段階になってきていますといったようなことで、皆様にご説明させてきていただいた次第でございます。

おそらく、まだ具体的なものでどのような長寿命化とか丈夫なものとか中のことというのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、建設課長のほうから何か考えとかあるようでしたら、この後、引き継がせます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

町長から今飛びましたけれども、基本設計とかこれからになりますので、来年度以降、令和6年度からになりますので、今、具体的にお示しできるものはございません。

なので、言われたとおりコストとかランニングコスト、イニシャルコストかからないような工夫をして、設計進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 町長のお考えを聞いて、ちょっと安心しました。おらが町の立派な庁舎という考えでないことは確認できましたので、よろしくお願いします。

では次に、大綱2問、農業振興について伺います。

加美町にとって農業振興はとても大事です。農産物の輸出を打ち出した政策は評価できますが、果たして農家所得の増加につながるのか、どれだけの効果があるのか、疑問もあります。

以下の3点について伺います。

1つ、輸出農産物はどんなものを考えていますか。

2つ、具体的な戦略と輸出の手続について教えてください。

3つ、今、アグロエコロジーが注目されています。農林水産省のみどりの食糧システム戦略の実現に向け、自然と調和した農業、有機農業や小規模農業、地産地消の暮らし、循環型の経済システムなど、環境に配慮した農業が求められています。

しかしながら、現在はビニールやプラスチックにまみれた農業となっているため、今後は少しでも環境に配慮した体にも優しい農産物を作るべく、生分解性プラスチック・マルチなどに転換していくことが重要であり、そのためには町が補助金を出すなどして町として未来に向けていち早く取り組むことが重要であると思いますが、町長のお考えはいかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大綱の2点目としまして、農業振興についてご質問をいただきました。誠にありがとうございます。

私の立場としましては、本来であればこっちの政策が、あっちの政策が重要だとかというふうなバランスに関わることを言うてはいけないんでしょうけれども、やはり一私人としましては農家の長男に生まれた私としましては、やはりこの加美町の基盤産業である農業といったような振興事に関しましては自分のライフワークのように考え続けてきているものでございます。

ので、大変ご質問いただいたことをうれしく思っております。

まず、順次お答えさせていただきたいと思います。

初めに、1点目の農産物の輸出につきましてはということで、人口減少により国内の市場規模は縮小傾向にあります。一方、海外におきましては、新興国の経済成長や人口増加に伴い、市場規模は拡大傾向にあります。このため、加美町の農業を維持的に発展していくためには、農産物の輸出にも取り組んでいく必要があると考えております。

輸出農産物につきましては、三浦又英議員のご質問でもお答えしましたが、例えば、1つの今後の直近の取組としましては、サツマイモを新たな振興作物として推進してまいります、生産者や農協など関係機関と検討を進めながら、観光におけるインバウンドをきっかけとした農産物の輸出、または農産物の輸出をきっかけとしたインバウンドに取り組んでまいりたいということで、この輸出とインバウンド効果というものを相乗効果が出るように取り組んでいきたいと考えております。

また、今議会におきまして組織再編のほうの条例改正もお願いすることになりますが、新しく仮称で、新しく商工観光課というものができた暁には、国際ビジネス推進係というものを置きたいと考えております。

その中におきましては、農産物というものは好きな国に好きなような作物を出していくことはできませんので、しっかりとどこの国を狙っていくか、その国において何がニーズされているかといったようなことをまず調査するといったようなことも重要でありますので、新しい担当係ができた場合は、そのような調査というものをも含めて行っていきながら、当然、農業者の方々との連絡も密にして、いわゆる最終的には加美町の農産物を世界にと言うともう全世界になっちゃいますが、近場の東南アジアを中心に、または韓国を中心に出していけたらと思います、そして、かつ、それが農家の収入アップにつながればと考えて取り組ませていただきたいと思います。

次に、2点目の具体的な戦略と輸出についてお答えいたします。

農林水産物及び食品の輸出に関しましては、輸出先の国ごと、品目ごとに食品衛生、動植物検疫などの様々な規制があるので、これらの規制に対応したものでなければ輸出はできません。輸出に当たりましては、商社や貿易会社等を通じた間接輸出になると想定されますが、農林水産省や日本貿易振興機構などの支援をいただきながら、市場調査や輸出先の国の状況などを把握し、戦略の策定に取り組んでいきたいと思っております。先ほど重複しますが、新しい担当係ができましたら、このようなことの戦略を練っていききたいということでございます。

最後の３点目の環境に配慮した農業に関し、生分解性プラスチック・マルチなどへの転換が重要と考えるが町の考えはとのご質問にお答えします。

生分解性プラスチック・マルチなどへの転換に対する町の支援についてですが、生分解性マルチは年々普及拡大を続けている状況にあります。価格はポリマルチに比べて３倍ほどと高価になっていますが、人手や廃プラスチック処理のコストを考慮し生分解性マルチを選択するケースが増えているようにございます。

しかしながら、普及拡大の課題となっているのが価格でございまして、生分解性マルチの価格と通常のマルチの価格の差額の一部を補助している自治体もあるようでございます。また、農林水産省におきましては、クリーンな栽培体系の転換に向けた生分解性マルチ導入の全国展開を加速するため、生分解性マルチの製造、流通の課題解決、導入促進を行う取組を支援していくこととしております。

町といたしましては、生分解性マルチの普及状況などを確認しつつ、環境負荷の低減に向けた取組として検討していきたいと考えておりますが、非常に私はこの質問をもらったとき、これ大変いいお考えだと受け取らせていただいております。

ただ、昨日、高橋議員よりもオーガニックビレッジの話、有機農法の推進といったようなご質問あったわけでございますけれども、非常に残念なんです、現在の時点では、有機ＪＡＳ認証において生分解性マルチが対象とならないといったようなことでございます。これ少し残念ですので、こういう部分をいずれは県とか国とかに働きかけていっても私はいいことだと感じております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○１番（尾出弘子君） この輸出の計画なんですけれども、実施開始はいつからを予定していますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

ここでいつからといったようなことを明確に言えれば、私もすごくうれしいご報告になるんですけれども、ですので、実質次年度から、先ほども答弁させていただきましたけれども、まず農産物輸出のゼロ年度といったようなことで、しっかりと今年は対象国をどこにするのか、何なら出せるのかといったようなことを念頭に、準備をしっかりとしていく年にしていければと考えております。

お隣の大崎市の事例でも、ようやく大崎市のほうでも出すものというものを決めて、台湾をターゲットに出していくといったようなことが本格的に始まりそうですので、それに負けじと準備も急いでいき、農家の皆様とタッグを組んで計画とかもお話合いとかもできるようになればと思っています。

また、一方で、やはり仲介に入ってくれるようなバイヤーを探すということもこれ重要だと思いますので、国の研究機関でありますジェトロとのやり取りなんかも含めて、しっかりとした情報も獲得していきたいと考えている段階でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1 番（尾出弘子君） 最初は J A などを頼って輸出をしても、行く行くは農家自身で輸出農産物の輸出手続ができるように指導していかなければならないのではないのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 誠にそのとおりだと思っております。こういうふうな表現が正しいかどうかは分かりませんが、もちろん最初の頃は様々な企業や農協さんを頼らなきゃいけないということはあったとしても、できるだけ自分たちで、または一番いいのは、個人でという様々なリスクや煩雑な貿易で税関、検疫の書類をそろえたりとなかなかトレードというのは大変な部分もありますが、例えば、本当であれば、理想とすれば、加美町の農業または農産物のことに熟知したどなたかがそのような貿易商社のようなものを立ち上げてくれて、分かっている方がやり取りをしてもらうといったような体制が、まだ夢物語ではありますけれども、できれば一番私はいいいことなのかなと考えております。

しっかり農家個人個人とか、または一法人法人ということになりますと、直販というののいい面と悪い面では商品の農産物のリスク管理といったところで大変難しいものもあるということを知っております。ましてや海外ということになったときのリスク管理ということになりますとなかなか大変ですので、本当に農家、例えば、私のうちで石山家がなんていうような単位では、なかなかこれは難しいことかなとは思っているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1 番（尾出弘子君） それでは、3 番についてなんですけれども、農作物を販売するに当たり、ほかとの差別化、あるいは物語のある商品とよく言われます。それには、前の議員質疑にも述べられたオーガニックビレッジ構想や、それに加えて環境に負荷のかからない農業を実践していくことが大切です。慣行農法に慣れ親しんだ我々にとり、かなりハードルが高いかもしれませんが、10 年後には加美町の農業が注目され輸出や販売ルートも拡大できるのではと期待する

ところですよ。このことについて町長の考えを伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今のお話、全く私もそのとおりだと思っております。物語をつくっていくといったこと、今は何でもですけれども、ストーリー性ということ、これは本当に重要でございまして、その中におきましてちょっと輸出の話に戻らせていただきますと、私たちは非常に既に大きな物語となり得る、実は、称号といったらいいんでしょうか、持っておりまして、それが実は世界農業遺産の称号だと私は感じております。特に日本国内におきましては、世界農業遺産というのは一般の方々にとっても、それ何ですかと。私たちは大崎に住んでいますから、もう聞き慣れた名称、名前になっておりますけれども。ところが、これは実は外国でのほうが非常に非常に評価が高く、いかにしてこの称号を得るかといったようなことで各国が競争のようになっているといったようなことでございます。

ですので、先ほどこちよと言ひそびれてしまいましたが、輸出といったことを行っていく上において、この世界農業遺産という冠をもう最大限に生かしていくだけでも、まず、私は100円のものが110円、120円の価値を産んでくるといったようなことを考えております。

そしてまた、今、尾出議員から、昨日は高橋議員のほうからありましたオーガニックビレッジ宣言、これ有機農業に関しての推進ということですが、やはり加美町、まだ私の東小野田の辺りも尾出議員の鳴瀬のあたりも恵まれた平場の土地でございますけれども、やはり中山間地域の土地、昨日も実はちょっと白子田に用がありまして議会終わった後、行ったんですが、随分とやっぱり耕作放棄地があるんです。そういうようなところの水田というものもしっかり守っていくための差別化として、私は水に混じり気がないというこの1点だけでも、また、そこで行われた有機農業の農産物、お米や野菜というのはまた一段と付加価値が高くなってくると。つまりは、それは高く売れる可能性があるといったようなことになってくるかと思います。

これは残念ながらほかの平場の地域ではできないことになってきますので、先ほどの世界農業遺産という言葉とかけ合わせて、この加美町は世界農業遺産の奥座敷であるといったようなことまで含めて物語をつくって、しっかりと安全・安心な農産物というものを国内だけでなく海外にも展開していければと思っております。

その中におきまして、先ほど、繰り返しになるかもしれませんが、議員ご提案いただきましたこの分解性のマルチであったりということは、さらにもう1段、環境に負荷をかけない農業なんだよといったようなことをアピールする1つの材料になり得るのではないかと考えながら、今質問をお聞きしておりました。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 確かに農業はもう補助金がないとやっていけないという側面もあります。鳴瀬地区でお米を輸出している人たちに聞きましたら、単価はすごく安いんだと。だけれども、補助金あるからやっているんですという声を聞きました。国もいろいろな補助金がだんだんにカットされていていきますし、ちょっと大変なところではありますけれども、また有機JAS認証やオーガニックの認証を取得しなければ通用しないという世界の流れもあります。事実もあります。この経費ものしかかかってきます。国や自治体でもその経費を補助するところもあるようですけれども、加美町としてはどう考えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 具体的にまだ、先ほど来年度を輸出農産物のゼロ年として計画をとったようなことですので、また予算づけのことまでどのくらいのことがいったことは正直考えてはおりません。また、今、尾出議員からご指摘のように、鳴瀬地区の輸出といったようなことに関しても、または今般輸出補助金ということも当然聞き及んでおります。

ですから、単純にお米といったことではなくて、そこから、例えば、先ほど有機で作られた米、例えば、米粉を利用した何かといったような商品化も含めて、これから皆さんと考えていくことができたらいいのではないかと考えております。例えば、何も米だけに限らずに言えば、加美町、今回、畑ワサビのほうを推奨していきます。もともと鳴瀬地区でもやられて、長く中新田地区で取り組まれているエノキなどもあります。あのようなもので何か常温でも出していけるような瓶詰のようなものができるかな、ずっと産業振興課の皆さんとよく話し合っているようなもので、ここからはアイデア次第ですし情報次第だと思っています。

ですので、ぜひ議員も様々なネットワークの中で、端的に言えば、これだったら出せるんじゃないかと、輸出品としていいんじゃないかなと、またこのような加工品を作ったら面白いんじゃないかといったようなアイデアがあったら、ご助言、今後もいただければと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） アイデアといえば、私は黒ニンニク、大々的に作っている人いますので、そういうのも輸出もいいのではないかと考えております。

とにかく今、農業は補助金がないとやっていけないという状況なんですけれども、しかしながら、そればかりではなく有機農業、自然農に取り組む人のハート、心意気が大切かと思えます。そういうことで、移住・定住に、そういう町ならば住んでみたいという人たちも増えるか

もしも、10年、20年たち、人と自然に優しい農業のまち加美町になることを期待します。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、1 番尾出弘子さんの一般質問は終了いたしました。

ここで伊藤由子議員から発言の申出がありますので、これを許可します。

自席でよろしいです。伊藤由子さん。

○8 番（伊藤由子君） 朝から資料が問題になっておりました。庁舎建設についての一般質問で使用した私の資料、矢越地区が液状化しやすいグリーン色で、西田地区がクリーム色になっているあの資料ですが、これは2019年のものでした。2020年の資料では、西田地区までが液状化しやすいグリーン色になっています。

結果的に、私の使った資料は古いものであるとの指摘がありました。事実を伝えていないという指摘かと思います。したがって、発言から私の資料の一部を削除させていただくことになりました。ご了承ください。

しかしながら、今もって私は釈然としておりません。どうしてこのような変更になったのか。今、私が2月26日にインターネットから採取した防災科学技術研究所に問合せをしております。まだ返事はありません。委託した大学とか教授に問合せ中ですというご返事でした。2019年の資料が2020年に全く変わってしまっているというこの事実、再度、返事が来た時点で皆さんにご報告できたらと思います。

意図的にしたわけでもなく、とても心苦しい思いはありますが、今後、最新の資料を提供していくように努力していきたいと思います。

発言の機会をいただき、ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） ただいま8 番伊藤由子さんから、3 月5 日の会議における一般質問の発言について、会議規則第63条の規定によって資料の訂正に伴う発言の部分を訂正したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） 異議なしと認めます。

したがって、伊藤裕子さんからの発言訂正の申出を許可することに決定しました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、報告第1号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第1号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）ご説明申し上げます。

本案件は、令和5年12月20日午前10時20分頃、加美町宮崎字南87番地2付近の生活道路において、宮崎支所会計年度任用職員が公用車を運転中、車両を停車させたところ凍結路面上で滑走し、駐車中の相手方車両に接触し、車両左側サイドミラー、ヘッドライト、ライトカバーに損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%として賠償額が決定したものであります。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することにあたることから、今回、専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第1号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第4 報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和5年度加美町新設中学校改修工事（第4工区視聴覚棟他）請負変更契約の締結に

ついて)

○議長（早坂忠幸君） 日程第４、報告第２号専決処分した事件の報告について（令和５年度加美町新設中学校改修工事（第４工区視聴覚棟他）請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第２号専決処分した事件の報告について（令和５年度加美町新設中学校改修工事（第４工区視聴覚棟他）請負変更契約の締結について）ご説明申し上げます。

本案件は、令和５年６月９日に開会された令和５年加美町議会第２回定例会においてご承認いただき、丸か建設株式会社代表取締役佐々木浩章氏と契約いたしました。

令和５年度加美町新設中学校改修工事（第４工区）について、工事請負契約に変更が生じたことから、地方自治法第180条第１項の規定により議会の議決を得た工事請負契約で、契約金額の10%以内でその金額が1,000万円以下の場合は町長の専決事項であることから、工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第２項の規定により報告するものです。

変更の主な内容は、１点目、視聴覚棟について、ステージ幕の更新及びホール内既存暖房設備点検などの追加を行ったことによる変更、２点目、外壁クラック並びに爆裂欠損の補修箇所について、施工実績に基づき数量の見直しを行ったことによる変更、３点目、部室等について、トイレ改修の工法変更及び下足洗い場の更新を追加したことによる変更、４点目、給食棟について屋根改修工法の見直しを行ったことに伴う変更、５点目、屋外整備について構内舗装の施工範囲を追加したことに伴う変更などを行ったもので、これらの変更により、変更前契約額１億3,310万円に877万8,000円を追加し、１億4,187万8,000円に変更したものです。

なお、本工事につきましては２月29日に完成届が提出され、竣工検査に向けて進めているところであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第２号専決処分した事件の報告について（令和５年度加美町新設中学校改修工事（第４工区視聴覚棟他）請負変更契約の締結について）を終了いたします。

日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について（加美町空家等対策協議会
設置条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町空家等
対策協議会設置条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町空家等対策協議会
設置条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日
に公布され、同年12月13日から施行されたことに伴い、改正により条ずれが生じたため、当該
条文を引用する加美町空家等対策協議会設置条例について所要の改正を行い、専決処分したも
のであります。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町空家等対策協議会設置条例の
一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認に
ついて（加美町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認するこ
とに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 加美町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第3号加美町下水道事業の設置等に関する条例の制定に
ついてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第3号加美町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

施設の老朽化や人口減少などの進展により、地方における公営企業の経営環境が厳しさを増している状況を踏まえ、経営基盤の強化を目的に、下水道事業の地方公営企業法の適用について国から要請されているところであります。

本案件につきましては、下水道事業の健全な経営を推進するため、令和6年4月1日から下水道事業と浄化槽事業について地方公営企業法の一部を適用することに伴い、新たに条例の制定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 公会計から企業会計へ移行するということですが、このことによって打切決算を行い、事務の引継ぎが必要かと思いますが、これをいつ頃やるのか。そして、この一連の手続関係をお尋ねいたします。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

一連の手続につきましては、今現在、粛々とやっているところでございますが、打切決算は今月の3月まで打切決算を行いまして、4月1日から新しくスタートするということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 企業会計を実務レベルに落とし込む、そういった作業、こういった専門家あるいはその人材についてはどういうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 今回の適用につきましては、一部ということで会計のみが変わるということになります。ですので、人材的には人数的にはこれまでと変わりません。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 企業会計で運営をやって、収入をもってこの経費に充てるということ、独立採算を狙いとするところだろうと思いますけれども、能率的な経営努力しても客観的に困難なとき、これまでどおり一般会計からの負担はあるのかどうか。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） これまでの下水道の施設なり道路に入っている部分の下水道の管がありますが、この事業がスタートするまでに莫大な予算を投じて今まで至っております。その部分の起債なり返す部分のお金が償還する部分が結構ありますので、その部分につきまして一般会計から補助していただいているということになります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第３号加美町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第３号加美町下水道事業の設置等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。そのまま待機してください。

午後１時１３分 休憩

午後１時１９分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第７ 議案第４号 加美町課設置条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第７、議案第４号加美町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 大変申し訳ございませんでした。

議案第４号加美町課設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和６年度に向けて、新庁舎の整備、物産の海外輸出など、国際ビジネス、子育て支援、小学校、こども園の再編などの新たな行政需要に重点的に取り組むとともに、行財政改革のさらなる推進を念頭に、効率的な組織体制を構築するため、組織の一部を改編し所管する事務を変

更します。

この組織改編に伴い、課設置条例で定める町長部局に属する課について、行政経営推進課、こども家庭課を新たに設置するほか、産業振興課を農林課と商工観光課に再編します。また、こども家庭課の設置を機に、保健福祉課の所掌事務を実態に合わせて整理するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、町長部局における新庁舎整備室や国際ビジネス推進係等の設置並びに具体的な事務分掌は、行政組織規則を改正し対応します。

また、教育委員会における学校教育環境整備推進室の設置並びに事務分掌は、教育委員会組織規則を改正し対応するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 課の設置条例の改正について伺います。

産業振興課を農林課商工観光課、元に戻すということなんですけれども、行政経営推進課が1つ増設になります。さらにこども家庭課も課に昇格ということで、職員の配置についてはどのようになりますでしょうか。増員になるのか、あるいは他の課を減員するのか、そういったところをちょっとお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今、味上議員からのご質問のとおり、課が増えるということで管理職が1名増えるということになります。それを今前提といたしまして人事のほうにも取りかかっているというところがございます。

人員配置については、まだ調整中ということで決まってはございませんけれども、ある程度今までの課の、あと係の地位を維持できるように、若干ちょっと難しいところも今出てきているようですけれども、調整をしているというところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） やはり産業振興課につきましては、これまで尾形課長1人で農林関係も商工関係も1人で答弁されてきておりました。職員が多分一番多かった課ではないかなと、今までの産業振興課は、そう思うんですけれども、分けることによって減ということがあれば、これはちょっと本末転倒になるんじゃないかなと感じております。

農林課については、汚染牧草の件だったり飼料高騰であったりそういった関係、それから商工観光課においては、観光の振興ということで町長の力を入れる部分でもあると思いますので、減員にならないように、担当課長もそれなりの経験というものも積んだ方でないとなかなか大変ではないかなと思うんですが、この辺のこれからの人事について、副町長お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 産業振興課で例えますと、2つの課に分かれて、人数が、職員数が心配だということですので、2つに分かれますと当然管理職2人でございました。それから、課長補佐なんかもどういう体制を取るのかというふうに本当にまさに人事やっております、ただ2つに分けてそれぞれ今まで以上のやっぱり仕事をしていかなければならない、これに対してやっぱり相当の職員も配置しなければいけないということ、議員と同感でございますので、今まさにやっております。人事関係やっておりますので、支障がないように努力してまいりたいと考えております。

また、最近は組織が大きくなると管理職が下の職員をよく丁寧に指導したりすることもできなくなってくるということもありますので、そういうこともあって2つに分けて機動的に動けるようにということをして、今回そういうことにしましたので、今後ともそのように適切な組織運営、また業務も適切に推進していくように頑張っていきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 1点だけ確認させてください。

今の説明ですと、現行の職員数の中で課の部分が増えるわけですが、やっぱり心配されるのはどうしても縦割り行政というのがちょっと心配されるんですけども、その点どういうふうに防止していくといいますか、どのように考えているかという部分と、それから、この課再編によって職員にいつ人事内示する予定か、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 役所にありがちな縦割りになってしまうのではないかとご懸念かと思いますが、新しい町長、あと私も新しく来まして各課の課長さん方との月1回の定例打合せなんかも少し幅を持たして多くの職員を集められるようにしておりますし、そこでざくばらんに共通、それから共通じゃないいろいろな個別の悩みまでも含めて積極的に情報共有、議論していこうということにしておりますので、そういう意味もあって、これまで以上に縦割り行政にならず、個別の課の情報、組織の情報が横に広がるような取組にしていきたいと思います。

それで、私もいろいろ各課のほう結構歩いておりますので、そこで耳にしたり目にした事実というのはほかの課に伝わっていないことがあれば、私からいろいろ情報共有するための努力というのは赴任して以来しているつもりですので、今後とも続けていきたいと思います。

それから、職員異動の内示でございますが、まさに今、味上議員にも答弁しましたが、今まさにやっている最中ですので、今日これからも帰ってからのいろいろやることがありますので、なるべく早めに内示をして、職員が引継ぎとかそういう作業にも取りかかって4月1日を迎えられるような体制にしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町課設置条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町課設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現在の農業を取り巻く状況は、後継者不足、遊休未利用地の増大など多くの課題を抱えており、このような状況を打開するために、国では農業委員会等に関する法律を改正し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化、さらには農地利用の最適化を推進するため、農地利用最適化交付金事業を展開しております。

当該交付金は、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の活動実績に応じた報酬の支払いに活用できる制度となっております。令和6年度からの事業活用に向け、加美町特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 先日、全協では説明いただいたかと思いますが、この実績額ですか、この辺のことについて説明をお願いできればと思います。

○議長（早坂忠幸君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（庄司一彦君） 農業委員会事務局長でございます。

実績額というところでございますが、この報酬につきましては国の農地利用最適化交付金が100%充当されます。毎年、国の大枠の金額が変わってきます。全国的な市町村に配分することになりますので、毎年、その金額がどうしても一律ということではございませんで、今のところ農業委員会の試算としては正直いっぱいもらえないんですけれども、大体今年までの活動の実績ですと30万円ないし40万円、農業委員1人、最適化推進1人当たりになりますと1万5,000円かそのぐらいの程度になるかなと感じております。

どうしても毎年一定しないものですから、条例の表現としましては実績額としております。これは大崎市も含めてほかの市町村もこういう条例の表示の仕方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

その場合は、皆さん均等に割られるんですか、それともいろいろ調査とか云々に来たその割合で決めるのか、その辺お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（庄司一彦君） 農業委員並びに最適化推進の活動の実績に応じて、今、活動記録簿というものを毎回作業なり活動したときに記録しております。一律というわけにはなかなか、地域によってなかなか受委託の活動が多かったり少なかったり、平場においても中山間地においてもなかなか、そういったいろいろ調整という活動が担当する区域の委員によって若干違いますので、大きく違うということはないんですが、一律とはならないのかなと考え

ております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第6号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第6号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案件は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、地方公務員においても会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能になるため、令和6年度の支給に向け、関係条例の改正を行うほか、所要の改正を行うものです。

関連する条例は、加美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を含む3つの条例となります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第10、議案第7号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第7号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、改正により条ずれが生じたため、当該条文を引用する2つの条例について、それぞれ所要の改正を行うものです。

関連する条例は、加美町監査委員条例と加美町水道事業の設置等に関する条例となります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第11、議案第8号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第8号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方税統一QRコード付納付書の導入を機に、一部の金融機関からこれまで行ってきた督促手数料の納付書への追加記載及び収納取扱いを廃止する旨、通知がありました。このことから金融機関の収納窓口により取扱いに差が生じ、負担の公平性が保てない状況を鑑み、令和6年度より町税等の督促手数料を廃止することとし、関連条例を整備する条例を定めるものであります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第12、議案第9号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第9号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

国民健康保険税については、令和4年度において新型コロナウイルス感染症や物価高騰、米価下落などの社会経済状況等を鑑み、医療費分平等割について5,000円の引下げを実施しました。

また、令和5年度においては、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する世界的なエネルギーと食料の供給不足による急激な物価高騰対策として、再度、医療費分平等割について5,000円の引下げを実施しました。

しかし、現在も物価高騰は収まらず、町民の生活は大変厳しい状況にあることから、再々度、保険税率を引き下げるものです。

改正の内容は、医療保険分の世帯全体に関わる平等割について、2万円から1万7,000円に3,000円を引き下げるものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 加美町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、議案第10号加美町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第10号加美町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、建物の貸付けに関し、公共施設の屋根貸付け等による太陽光発電の設置に対応した条文を追加するほか、消費税に関する条文の整理を行うものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 太陽光発電設備についての設置した場所を、必ず交換、譲与、無償貸付け等に関する条例が太陽光発電設備も挿入されたということなのですが、これは太陽光発電設備本体だけで、その土地とか土地の形質傾斜とか斜度とか、全くこれはそういったものは勘案しないで、太陽光発電設備本体そのものについてだけのこれは条文になるんですか。ちょっと説明をいただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

この太陽光発電設備に関する部分につきましては、太陽光発電の屋根貸し事業を想定したものでございまして、今も中新田公民館の屋根に太陽光発電設備を設置しておりますが、そのものに対応するような内容にまとめたということでございます。これまでちょっとこの条文がなかったものですから、今回追加をさせていただくということでございます。よろしくお願いし

ます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） じゃあ、中新田公民館のように、宇佐美さんによるあれは提供だったかと思いますが、あそこだけはじゃあ例外になるんですね。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

例外といいますか、今回、この条文で定めている条件というんですか、屋根貸しの料金とかにつきましては、その都度設置する条件とかを勘案しまして町と事業者と協議して決定するという内容になってございますので、中新田公民館についてもそういった協議の中で条件を整えたということでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 加美町介護保険条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、議案第11号加美町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第11号加美町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法において市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、加美町高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料について改定を行うものです。

国では、介護職員の人材確保、処遇改善等に配慮し、今年の4月から事業者へ支払う介護報

酬を全体で1.59%引き上げることが決定しております。

保険料の改定については、低所得者の保険料上昇の抑制を図り、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで介護保険制度の持続可能性を確保するとの国の方針に基づき、標準段階の9段階から13段階へ改めるとともに、基準額月額を6,300円から300円引き上げ、6,600円に変更するものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 先ほど説明いただいた基準額、5号になると思うんですが、教育民生常任委員会の時の説明ですと、500円アップしてという説明いただきました。それが300円となつたいきさつ、そちらについて説明お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

この基準額につきましては、基金を活用した状態で6,800円ということで常任委員会で説明をさせていただきました。本来、基金を活用しなかった場合、医療報酬の増額等も加味した場合、標準月額については7,000円ということで推計値が出されておりました。そこで、さらに基金を導入して、常任委員会で説明させていただいた金額よりも200円下げた形で、6,600円ということで調整をさせていただいたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） その場合、その基金が今あるのからどのぐらい活用するのか。

それと、国からの試算で町負担分の12.5%、プラス5%の国の都市部と農村部といいますか地方との調整額があると思いますが、加美町はどの程度の調整額をいただいているのか、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

2点目からお答えさせていただきます。

国の調整交付金の見込額ということで、現在は6.97%、市町村のほうに配分されております。

第9期計画からはさらに引き下げられまして、5.67%ということで交付金のほうが減るというようなことでございます。地方調整交付金の減額も算定率を引き上げる要因の1つになってございます。

あとは1点目について、すみません、基金残高についてでございますが、令和5年度末で3月補正後ということでご説明をさせていただきたいんですが、補正前の金額が今現在1億1,000万円ほどございます。3月補正で予定をさせていただいているんですが、3,500万円ほど基金のほうに積立てをさせていただく予定にしております、令和5年度末では1億4,000万円ということで第9期計画の算定を考えておりました。そのうち、今回の400円引下げの財源としましては、約1億円そこから活用させていただきたいと思います。この基金の残高については、第9期計画だけで基金を活用するということではなくて、第10期計画も視野に入れた形で、今後、基金の残高を注視していきたいと思います。

さらに、介護保険の基金につきましては、今現在、介護保険の推進交付金、あと努力交付金というものが国から交付されております。加美町につきましては、そちらの交付金について保険料の軽減に充てたいということで毎年積み増しをさせていただいておりますので、今後も基金を積み増ししていくような形で調整をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 今度新設される10号から12号の該当する比率といいますか、あとは金額等、概算で分かりましたらお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 新たに新設されます10段階から13段階の比率についてですが、加美町全体で見ますと、8,400人の被保険者のうち2.1%、約177名の方が該当しております。現在、この方々は9段階に属しておりますが、保険料率のほう引き上げられるということで、基準額から見まして1.7倍だった9段階から2.4倍というような形で引き上げられることになります。

また、1段階から3段階までの住民税が非課税の世帯ということで、約29.7%の方がおります。人数にしまして2,496名というような形で、この方々については軽減の対象というような形になってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君）　今、課長のほうから標準月額で6,600円、私、かなり努力した数字かな
と
思っているんですけども、前回の介護保険料、令和3、令和4、令和5年度ですか、これ
6,300円で、今、基金充当しなければ7,000円という話だったんですけども、700円ですか、
この部分というのはどういった部分で充当しない場合、7,000円となった数字なのか1点。

それから、もう一つは、課長のほうに情報入っていくかと思うんですけども、周辺自治体
の介護保険料、情報入っていましたらお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君）　保健福祉課長でございます。

まず、基準額の推計値につきましては、先ほど提案理由にもありましたように医療報酬の増
額が1つ。

あとは加美町の高齢者の人口といいますか、そちらは今現在どんどん増えていくというより
はピークを迎えているというような状況でございます。さらに減少傾向になっていくシミュレ
ーションではございますが、その中で被保険者数が減っていくというような状況も1つ要因に
挙げられます。

また、3つ目としまして、国から交付されます先ほどご説明した調整交付金の率が下がった
ということも要因の1つに挙げられます。

主にこの3点が上昇の傾向にある保険料の算定基準の中で影響を及ぼしているということに
なります。

あともう1点が、近隣周辺自治体の動向ということでございますが、まだ公になっていると
いうことではありませんが、大崎市さんでは市議会でも同意をいただいているということで、
前年同額の6,300円ぐらいだったと聞いておりますが、前年同額で推移しているということで
ございます。

あとそのほかについては、最終的な税額がどれぐらいになったのかというのは、皆様方の議
会で同意を得られて最終額が調整されるということになるかと思います。

加美町におきましては300円の増額ということで、100円でも安くということで最終段階まで
調整をさせていただいたというような結果でございますので、よろしくご理解をいただきたい
と思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君）　保健福祉課長でございます。

隣の色麻町さんの保険料ということでございますが、情報では6,600円ほどに、あちらも数百円上がると聞いております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 本当に認識不足なんです、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所というのは、具体的に言えば町内においてはどんな事業所に当たるのか、どれくらいの数があるのかを教えてください。すみません。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん、次の議案でお願いします。

その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町介護保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、議案第12号介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第12号介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行により、関係条文の改正を行うほか、所要の改正を行うものです。

関連する条例は、加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を含む4つの条例となります。

なお、議案資料として改正の概要、新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただ

きたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） では、先ほどの質問ですが、指定定期巡回とか随時対応型訪問介護看護事業所という名称になっているんですが、具体的に言えばどんな事業所に当たるのか、説明をお願いします。

それから、どれくらいの数が加美町にあるのか教えてください。指定定期巡回しているとなかなか認識していなかったのので、教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

定期巡回型訪問ということで、ちょっと聞き慣れない言葉ではあると思うんですけども、端的に言えば訪問介護を実施している事業所ということでございまして、加美町については訪問介護事業を行っている事業所さんが地域密着型ということで指定をさせていただいているというような状況でございます。

事業所数につきましては、訪問介護ですのでちょっとはっきりした数字は分かりませんが、数件、事業所がございます。例えば、社協さんですとかニチイさんですとか、あとはそのほかにも複数ございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それと、随時対応型というのも同じことなんでしょうか。

それから、説明の中に計画とか全体事業案みたいなものをウェブサイトに掲載することになった、掲載しなければならないとあるんですが、そういったものは新年度からこれは実施されているのでしょうか。お聞きします。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

最初の1点目につきましては、随時対応型ということで、通報などによりまして24時間対応を行っているサービスということでございます。加美町では、現在、町内にはこういった対応をしている訪問介護はございませんで、他町村で事業を展開している方を加美町の方が利用するというケースはあろうかと思います。

あと2点目のウェブサイトで義務づけるというところなんですが、現在までは、今までは事

業所内で書面掲示ということで、事業所の運営規程ですとか重要事項について掲示をしていたということなんですけれども、これからは情報開示できるようにインターネットでも情報が閲覧できるように、書面掲示に加えて、原則ウェブサイトでも掲示が義務づけられるということになります。この点につきましては、ほかのサービス区分でも共通事項でして、通所介護ですとかデイサービス等の事業所にも提供されるものでございます。

ただし、1年間の経過措置があるというようなものでございますので、なかなか事業所によって環境が整いませんとできないことですので、その辺は1年間の猶予があるというような状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 加美町公民館条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議案第13号加美町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第13号加美町公民館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

鹿原地区公民館の指定管理者としてその業務を担っている鹿原地区コミュニティー推進協議会が、令和6年4月1日より地域運営組織を設立し、新たな活動が開始されます。引き続き鹿原地区公民館を地域拠点とし、鹿原地区地域づくりセンターとして使用することに伴い、加美町公民館条例より「鹿原地区公民館」を削除する一部改正を行うものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番三浦です。

指定管理料ということで積算をされております。そこでお聞きしたいんですが、先ほど議案第6号におきまして、会計年度任用職員の給与関係で期末手当及び勤勉手当ということで条例化が承認されました。ということは、指定管理に関しての人件費についてもこの辺は加味されているものかどうか、お聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

指定管理者、事業者のほうの給与につきましては、指定管理の制度の中ではそこまで町側から指示といいますか調整するということはないのかと考えてございます。ただ、最低限の賃金水準は保っていただけるような形で収支計画書というものはつくっていただいているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 総務課長、当然ながら指示はないと思うんです。ということは、町としての考えもあると思うんです。ですから、例えば、指定管理を受ける側に、積算の中に勤勉もその手当を含めたもので計算した上で、指定管理料ということで額が総務課に提示された場合どうされるんですか。お聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

指定管理者、業者になられる方、様々あるかと思っております。今回、指定管理になる前、公民館ということで地区の方々に組織するコミュニティー推進協議会の職員の方でございまして、そういった指導といいますか情報の提供といいますか、そういったことは必要かなとは思いますが、この金額でこのぐらいにしてくださいというようなことは、町からはないのかなと考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） なぜ聞いたかと言いますと、今、賃金の関係で出ていますよね、各会社

関係が。ですから、こういう条例が定まれば、指定を受ける側に対しましてその辺のことを考慮する必要があるんじゃないかということで聞いたわけです。いいいです。分かりました。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町公民館条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町公民館条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。14時25分まで。

午後 2 時 1 2 分 休憩

午後 2 時 2 5 分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 1 7 議案第 1 4 号 加美町中新田 B & G 海洋センター条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第14号加美町中新田 B & G 海洋センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第14号加美町中新田 B & G 海洋センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、近年、物価高騰による舟艇備品や施設の維持管理経費の増加、またアウトドアブームによる利用者も年々増加傾向にあり、職員負担も多くなっていることから、今後も引き続き誰もが安心して安全に自然体験ができるよう、またカヌーの普及や施設の利用推進を維持し継続していけるよう、加美町中新田 B & G 海洋センター使用料の改正を行うものです。

改正点は、使用区分に町内、町外を新たに設定し、使用区分の時間について、午前、午後、

前日を削除し、1時間単位に変更するものです。同様に、ドラゴンカヌーについて、学生と一般の区別を廃止し、時間単位の使用料に変更するものであります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） まず、町内、町外という設定がなされて、ドラゴンカヌーについて、例えば、前の使用料であれば、小学生から高校生までの例をとりますと1,100円だったものが2,200円、倍になっているということ、今回、町外と設定していることから、今まで午前中の1,100円から町外だと3,300円、3倍になる。この積算根拠についてまず伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） ご説明いたします。

今回の値上げに関しまして、値上げするに当たり、県内、また県内に限らず全国のB&G海洋センターの使用料について、調査、精査させていただきました。全体を見ると、カヌーの普及及び活用ということで、B&Gの海洋センターのカヌー及び備品についての使用料については、普及ということなので安く設定されておりましたが、近年の価格の高騰であるとか物価の値上がりによって、全国的に午前、午後の区分から時間に変更されているものも多く見受けられました。

1例を申し上げますと、宮城県でいうと石巻の海洋センターございますが、石巻については午前、午後の区分はなく、午前、午後の区分であります、1日5,000円。それは備品ともちろんカヌーの救命胴衣であるとかパドルも含まれる計算なんです、1日5,000円という比較的高い設定となっております。その平均をとしまして、今回、3倍になりますが、午前と午後の区分を廃止して時間にさせていただいた次第です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今の説明で納得いったかといえああんまりいかないんですけども、前の設定であれば、ドラゴンカヌーに関して午前中いっぱい遊んで1,100円ですよね、小中高。これ1時間で3,300円、2時間遊んだら6,600円ということになるんですよ。この設定はちょっとあまりにも大き過ぎるのではないかなと感じます。

そして、備考欄に団体使用料は10人以上が同時に利用する場合に適用するというので、団

体使用料は今までと変わらないのかどうか、その点について。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 生涯学習課長です。

団体使用については、今までと変わりありません。

申し添えますが、従来、今までの料金設定ですが、1年間を通してみるとB & Gのカヌーの貸出料収入ということで年間大体10万円ほど収入があります。町内及び大崎圏内の小中学校の学習で利用する場合については減免対象となっておりますので、主に今回、この値上げによって影響が出てくるのは仙台圏。仙台圏内の利用がずんずん多くなっている状況ですので、その辺で町外、町内の設定を設けさせていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今、町外、この備考欄の3番ですが、大崎市、色麻町、涌谷町、美里町は除くと、今までなかった文言をここに入れた理由も聞こうと思ったんですが、そういう事情だということはよく分かりました。

しかし、仙台圏からとかそういった本当の町外と言われる方々、要は関係人口なんかにも関係してくると思うんですが、あまりにも設定が高過ぎるとその辺の関係人口も減少してくるんじゃないかなという懸念もあるんですが、そういったところ、この値段設定で行くんだとすれば、やはり動向というものを1年間検証する必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 今後、今回利用料金を設定した状況、1年間もしくは2年間ぐらい見まして、貸出率と対比しましてどのように変化があったか、随時調査していきたいと思っています。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 同じようなところなんですけれども、例えば、多目的ホールなんですけれども、団体使用で今度1,320円で一般です。個人使用も1時間で440円で、現在は3時間で110円なので、ここ単純に4倍の3倍で12倍になっているんです。そうすると、個人で借りても1,320円、団体で借りても1,320円、この辺そういう意味ですか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 改正前のホールの使用料を見ますと、団体で借りるより個人で借りるほうがお安くなっていたという現象がありましたので、その辺を考慮しまして今回訂正させていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） もう1点だけ、すみません。この使用料の料金というのは、町に入るんではないですよね。指定管理しているところに入るんですよね。その辺、指定管理者と町の関係についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 町としましては、先ほど三浦議員から指定管理に従事する方々の職員の給与が少し低いんじゃないかという意見もございました。さらに、消耗品等の消耗も見られ、値上がりしております。その点も踏まえまして、指定管理者がなるべく負担のないように、自分のところで収入を確保していただいて、そちらのほうに給料である人件費であるとか消耗品であるとか十二分に備わった上で指定管理をしていただければなという気持ちもありまして、今回、値上げということにさせていただいた次第です。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） すみません、総務課長です。

今のご質問で今回改正をしていただく使用料と指定管理者の徴収の関係ということでよろしいでしょうか。

こちらで今回定めさせていただきます使用料の範囲内で、指定管理者が料金を設定できるということになってございまして、この範囲内で事業者が使用料を決定して徴収するということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 指定管理の今、突然というかあれなんで分からないですが、今まで、普通だと指定管理のときには料金設定は幾らから幾らの範囲内で設定できるとかそういう条文があったと思うんですけれども、今の個人使用料の件だけを言えば、12倍ということですので110円が1時間で440円になるので12倍ということで、これは料金の増減の範囲を超えたりはしませんか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） B & Gの指定管理料の使用料については、温泉施設とか観光施設については、季節によって繁忙期とかありますのでその範囲内で指定管理者が指定できるようになっておりますが、ここに関しては、スポーツ施設とか社会教育施設の1つと私のほうで生涯学習課で管理になっておりますので、繁忙期とかある程度上限というか、その範囲で管理者が設定できるとしていた場合、利用者にとって、あ、昨日までこうだったのにこの次からこうな

のという不便なことも考えられますので、こちらのほうでしっかりと条例のほうで決めていったほうが良いという結論に至りました。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町中新田B＆G海洋センター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町中新田B＆G海洋センター条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 加美町公共物管理条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、議案第15号加美町公共物管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第15号加美町公共物管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、令和5年4月に道路法施行令の一部を改正する政令により道路占用料の額の改定が行われ、本町の道路占用条例を昨年改正対応しております。その改正を踏まえ、公共物の占用料について所要の改正を行うほか、消費税に関する条文の整理を行うものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町公共物管理条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町公共物管理条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 加美町母子生活支援施設条例の廃止について

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、議案第17号加美町母子生活支援施設条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第17号加美町母子生活支援施設条例の廃止についてご説明申し上げます。

母子生活支援施設、いわゆる母子生活支援センターについては、児童福祉法の第38条の規定に基づき、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護者、入所者の自立促進のための生活を支援する目的として、旧中新田町時代に設置された施設です。

入所世帯が年々退所して減少し、令和3年2月まで1世帯が入所しておりましたが、転居が決まり、翌3月に入所世帯がなくなったことを受け、令和3年4月以降は同施設を休止しております。

この状況から、母子生活支援施設として当初の目的を果たしたこと、また以前から施設の老朽化が著しく進んでいることを踏まえ、当施設を廃止する条例を提案するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） この施設の今後について、現時点でどのようにお考えになっているのか。解体するのか、また、あるいは使用するのか。お願いいたします。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今回、この条例におきまして廃止になりますと、普通財産ということで管理になります。普通財産の利活用につきましては、今後検討をしていくことになろうかと思っております。今現在で利用する計画というのはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○４番（味上庄一郎君） 以前に、中新田高校の全国募集に伴って寮に改変するような議案も１回出されたわけですが、議案というか説明があったわけですが、その方向の話は今どのようになっていますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） こちらの施設につきまして、以前、中新田高校の寮ということで一度計画をしたんですけれども、その時点でまだどれぐらいの利用者があるかということは見込めないということで、それに対してかなりの費用がかかるということで、一旦その計画は中止してございます。そのことにつきましては、今現在、教育総務課のほうで受入体制のほうは検討をさせていただいているという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○４番（味上庄一郎君） 教育長に伺います。

これに伴って、中新田高校の全国募集が人数が少ないとはいえ継続してこのままやっていくんだろうと思いますので、この辺のこういった施設を利用してという考えは教育委員会としてあるのか、また県立高校ですので、そのことについて高校のほうに何か提案するというような準備はありますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 現時点では、もし全国募集に応募があった場合については、アパートをお借りして、あと食事の面の対応も考えながら対応していこうということで、寮の整備については、今後、全国募集の人数が多くなった場合には検討しようという段階でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町母子生活支援施設条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号加美町母子生活支援施設条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（鹿原地域づくりセンター他）

○議長（早坂忠幸君） 日程第20、議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（鹿原地域づくりセンター他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（鹿原地域づくりセンター他）についてご説明申し上げます。

本案件は、鹿原地区地域づくりセンター及び加美町防雪センターの指定管理者として、鹿原地区コミュニティー推進協議会を令和6年4月1日から令和9年3月31日まで3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

鹿原地区のコミュニティー推進協議会は、平成23年4月から鹿原地区公民館の指定管理者として地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種事業を実施してまいりました。

令和6年度からは地域運営組織としてスタートし、空き家対策や高齢者の生活支援、地域の魅力を生かした観光スポットづくりなど、住民自らのアイデアで事業を立ち上げ、住みよい地域づくりを目指して活動を進めていく考えです。

鹿原地区地域づくりセンターの前身である鹿原地区公民館及び加美町防雪センターは、令和6年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き同コミュニティー推進協議会を指定管理者として指定するに当たり、2月5日の指定管理者選定委員会の審査、選定を得て、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として当該施設や指定管理者の概要、収支計画書を添付しておりますので、参考としていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 指定管理料のところの町からの管理費用の内訳、地域づくりセンターと防雪センターの2つの指定管理になるかと思うんですけれども、この内訳をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

今、内訳という形でお話ございましたけれども、基本的にこちらの施設に関しましては一体

的に鹿原コミュニティー推進協議会のほうで管理をしていただいております、機械警備、そういったところに関しても基本、今一本化した形で管理をさせていただいております。

建物的には、当時、保育所機能も兼ね備えていたところもありまして、奥の防雪センターと呼ばれる部分に関しましては、建て増しで保育所で使っていたときのホールと、あと今除雪機械を保管している倉庫分、その倉庫の部分には集会施設と和室という形で、当時は施設を別々で条例立てをして設置をしていたところでございます。

現在に関しましては、地区公民館の機能の一部として一体的に管理をしていただいている形で、基本的にはそれを引き継いで、今でも基本的には一体的な管理という形で管理をさせていただいている状況でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（鹿原地域づくりセンター他）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（鹿原地域づくりセンター他）は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（早坂忠幸君） 日程第21、議案第19号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第19号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、大崎地域広域行政事務組合規約第3条に規定する組合の共同処理する事務のうち、同条第7号に規定する福祉型児童発達支援センター、いわゆる大崎広域ほなみ園の設置、管理及び運営について、令和4年6月8日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、引用条項及び文言の整理を行うものであります。つ

きましては、組合規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号大崎地域広域行政事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 令和5年度加美町一般会計補正予算（第8号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第22、議案第20号令和5年度加美町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第20号令和5年度加美町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2億2,032万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ141億1,536万9,000円とする補正予算と、繰越明許費の設定15件のほか、債務負担行為の追加22件及び地方債9件の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町税として町民税個人現年課税分5,840万円増、地方交付税として普通交付税7,846万1,000円の増、国庫支出金として活力創出基盤整備交付金4,986万1,000円減、県支出金として農産物放射性物質影響緩和対策交付金1,857万7,000円減、寄附金としてふるさと応援基金寄附金1,600万円増、子ども子育て応援基金寄附金1,000万円増、繰入金として財政調整基金繰入金1億5,000万円減、町債として町道整備事業債6,880万円減などでありま

す。

歳出の主なものについては、総務費で減債基金積立金3,980万7,000円増、庁舎整備基金積立金9,961万6,000円増、民生費では子ども子育て応援基金積立金6,000万円増、観光費では保養センター等施設指定管理委託料273万1,000円増、土木費では町道旭・寒風沢線改良工事4,725万7,000円減、消防費では利用自肅牧草農地還元作業委託料6,139万9,000円減などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） まず、6ページの繰越明許費のうち、土木費の中に町道整備事業役場・切込線6,000万円、それから同じく鳥屋ヶ崎・孫沢線4,500万円、合わせて1億500万円が繰越明許費となっておりますけれども、何ゆえ繰越ししたのか、まず理由を1点お聞きします。

それから、7ページの債務負担行為の補正で鹿原地区地域づくりセンター指定管理料3年分3,115万3,000円、これ限度額として計上されていますけれども、前回、令和4年の第1回定例会で令和4年度から令和6年度までの指定管理料2,809万2,000円、これが限度額として補正されております。このときの令和6年度分が939万円、今回は1,042万3,000円で103万3,000円が増額されておりますけれども、この理由をまずお聞きします。

もう1点、9ページの債務負担行為の中で賀美石地区公民館の指定管理料10万円、これ一番下の欄なんですけど、この10万円の中身についてご説明願います。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

1問目のご質問、6ページの町道整備事業の繰越し理由ということになりますが、こちらのほう、令和4年の7月の大雨災害の復旧工事を令和5年のほうに繰越しをして事業を実施していたということもありまして、その関係もありまして、令和5年度事業、発注時期多少ずれ込んだというのがございます。それが一応理由となっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

債務負担行為の額で単年度ごとの経費で100万円ぐらい増額になっていますというお話でございました。こちらに関しましては、事務局の職員に対します人件費分、町のほうで非常勤職

員の改定等々もありますけれども、それと同等の金額のほうに積算をし直す形で計上させていただいております。それに伴いまして、4年前に比べますと一番人件費の部分で経費の部分で上がっているという形になります。それ以外のところで大きな変動はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 賀美石地区公民館の債務負担でございます。賀美石地区公民館の債務負担については、今、ちょっと手持ち資料がないので、確認してお答えいたします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 地区公民館の地域づくりセンターの管理業務は、地区のコミュニティー推進協が受皿となっておりますけれども、以前は指定管理の場合は正職員が配置されていたことを考えると、かなり大幅な経費の削減につながった。

そして、もう1点は、官ではできない行政サービスとか、あるいは社会教育事業なんかいろいろやってきたわけですが、町内は、この賀美石地区、鹿原、西小野田、鳴瀬、広原地区公民館、あと旭地区の地域づくりセンター、ここに 있습니다。最近の燃料費高騰などで管理経費も結構割高になっている中で、旭・賀美石地区館は5年間で600万円、町にお返ししています、指定管理料。お返ししているんです。読み上げますと、平成30年度64万円、これ賀美石地区館と合わせて平成31年度で130万円、令和2年度150万円、令和3年度140万円、それから令和4年度で100万円、合わせて600万円です。返還しているんです。

その中で、先ほどから三浦又英議員からもこの職員の給料関係出ていましたけれども、私、この職員の給与5年間据え置いたままなんです。こういった給与職員の人件費を算定するに当たって、町はどのような指導をしていくか。それから、指定管理料を町にお返しするという、いつから始まったのか。その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

指定管理者を募集する際に、事業者に対しまして事業計画書と収支計画書というものを提出していただいております。人件費につきましては、その収支計画書の中で人件費が積算されているということでございます。募集する際に、人件費については最低賃金等々を上回るような形でというようなことを伺っております。そういったお話をしているということを聞いてございますので、それに基づいて積算をしていただいていると認識をしております。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 指定管理の返還について答弁したいと思います。

生涯学習課というか町で、地区公民館、今、4つ公民館、指定管理をお願いしております。それで、公民館指定管理をお願いするに当たりまして、基本的にはまず公民館は公共施設、社会教育の推進をする場の施設であって、社会教育法の中でまず営利目的をしては駄目だよと、事業をしては駄目だよと、あとそういう関係団体にも貸してはいけませんよというような厳しい法律の中で運営することとなっております。それを受けまして、公民館と指定管理を結ぶに当たり、人件費については月額14万7,100円ということで、宮城県の最低賃金を基準として算出しているようです。

それで、収益等の経理管理に関して税務署に相談いたしましてアドバイスをいただきました。協定するに当たって法人税の申告が必要であるかどうかというのは決まってくるので、実費弁償にすることということを条件として、法人税の申告が不要とするという旨の通達が税務署より来ております。現状では、余った経費について給与等に繰入れすることは、そういう指導ですのでできない条件となっております。

しかしながら、今の指定管理については、令和3年から令和6年度までの指定管理となっております。今年度、令和6年度から令和7年度の指定管理に向けて協議して、議員さんの意見もありましたので、それを参考に賃金についての部分について繰入れ等についても協議してまいりたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） それちょっとなかなか理解しにくい部分あるんですけども、先ほどひと・しごと推進課長のほうから鹿原地区の地域づくりセンター100万円増額した部分とこれは職員の人件費相当分増額という話が出ました。

それで、私、この件について職員に給与明細を見せてくれというお話ししたんです。そうしたら、なんと手取り毎月12万円前後です。賞与は0.5か月。生活給ですよと強く言われました。

ですから、このことは旭・賀美石地区の問題だけじゃなくて、鳴瀬、広原、西小野田、鹿原の問題で、ただ鹿原は先ほどひと・しごと推進課長が言ったように、もう令和6年度から給料アップしようという考え方のようなので、ちょっとこれバランスがすごく欠いているのではないかなと思っています。

先ほどまで給与条例ですか、町の会計年度職員、以前は臨時職員と言われましたけれども、期末手当に加えて令和6年度から勤勉手当あるでしょう、これ4.5か月分です。これ条例で決まったんです。やっぱり地区公民館職員が意欲を持っていくためにも、私は、生涯学習課長は

令和7年度から対応すると言っていましたけれども、これ令和6年度からでも十分対応できると思います。ぜひ、これ引き上げるべきだと思いますけれども、町長、ちょっとご意見、考えをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。ご意見賜りました。

やはりいろいろ指定管理での採用だからとかというようなことがあるのかもしれませんが、やはりそこに広い意味での町の準職員といったらいいんでしょうか、ちょっと表現が難しいんですけども、そこに何か不公平感がありますとやはりこういうのというのは決して聞こえないわけではありませんから、どうしてもそれが仕事をする上でのモチベーションの低下になってしまう、また、それは地域住民の皆様へのサービスの低下につながるというようなこと、これは往々にしてあるかと思いますので、ちょっと預からせていただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 町長、ぜひ検討してもらいたいですけれども、さっきのひと・しごと推進課長の答弁がすごく気になるんです。というのは、やっぱり旭地区の地域づくりセンターも令和6年度、このままでいいのならさっき生涯学習課長言ったように14万7,100円なんです。それずっと6年間固定したままです。この物価高騰でずっと固定したまんまで、私、先ほど言ったように手取り額12万円なんです。生活給なんです、やっぱり。男性の人働けないと言われたんです、私。

ですから、さっきひと・しごと推進課長が鹿原地区は100万円も引き上げて職員の待遇をよくするという旨の話をしましたけれども、そこら辺はきちっと同じ地区公民館、同じ地域づくりセンターですので、整合性をきちっと取ってほしいんです。それを令和6年度から、ぜひそれは検討していただきたいと思います。どうですか。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

今、お話しいたきましたので、もちろんこの辺にしましては全体的なところ、地域づくりセンターだけでないところにももちろん波及するところがあると思いますので、その辺にしまして総務課等々、あるいは生涯学習課等々とお話しをさせていただきながら検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 私の一存ではちょっとなかなか答えられませんが、努力

いたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 17ページの農林の県補助金がかなり高額になっているんですけれども、その中で放射性の影響緩和交付金が1,800万円云々とあります。これが塩化カリウムなのかどうか。

もう一つは、新規就農者、新規農業者育成対策補助金が結構大きい金額になっているんです。これは当初の読みから大分減ってきているということなんだろうと思います。

これとあと25ページの庁舎建設の資金の積み増しということなんですが、これを積み増すと総額で幾らになるのか、お知らせをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず、今、1点目の17ページの農産物放射性物質影響緩和対策交付金が1,857万7,000円の減、これにつきましては議員さんおっしゃるとおり塩化カリウムの散布でございまして、大豆、ソバの作物において放射性物質の吸収を抑制するために塩化カリウムを散布するというものでございまして、実際、大豆などにおきましては、実際検査しても基準値以下であるということと、あとは資材散布にかかる労力不足、それから燃料費の高騰ということで、生産者の負担になるということで、今年度といいますか、この事業については取り組まないと農協さんのほうから申入れがあったことにより中止になりました。

もう一つが、新規就農者育成総合対策補助金1,876万円の減、こちらも議員さんおっしゃるとおり、こちらの見込みに対して、新規就農者はいなかったといいますか、実績といたしましては実際1人ということで、今回このような金額となりました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

庁舎整備基金に今回9,900万円増額をするという内容でございまして、現在の庁舎整備基金の残高が8億1,700万円強でございます。それに今回9,900万円ですのでおおむね1億円プラスに、9億1,000万円ぐらいになるというようなことでございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 新規就農者の数の予定というか見込みを見た行政側からと実の数字があまり大きかったということなんだろうと思いますが、町長、やっぱりこの数字というのは農業の将来を端的に表わしている数字なので非常に危機的だと思うんですが、一言、町長からいただき

たいということ。

もう一つは、庁舎建設の基金がその金額で十二分にこれからスタートする上で間に合うのか、もう少し積み増ししなければいけないのかどうかをお聞きます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、三浦議員からご質問というのは、いわゆるこれでは若手の農業従事者が足りないのではないかなというように感じます。ですので、やはりいわゆる後継者も含めまして新規就農者というようなことに関しまして、ここもまた先ほどからも、午前中も一般質問をいただいた中でも農業振興ということをする語らせてもいただきましたし、ご質問もいただいておりますけれども、この分のいわゆる新規就農者、後継者というものの育成ということも今後の加美町の農業振興にとって重要な課題であるといった認識でおりますので、さてこちら辺をどうやってこ入れしていくかということについても真剣に検討させていただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

庁舎整備基金でございますけれども、今年度、基本計画を策定させていただく予定になっておりまして、今の段階でおおむねの総事業費というのは出しているんですが、皆さんからもご心配いただいているように、資材費の高騰とかありまして建設単価が上がるが見込まれますので、できる限り基金のほうは積立てをさせていただきたいなと思っております。

それで、幾らまで積立てするかというのはまだちょっと決めてはいないんですけれども、今後に備えてできるだけ基金の積立てができれば、地方債の発行額の抑制にもなるのかなと考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 2点伺います。

まず、ふるさと納税について、企画財政課長。

今回の補正の1,664万2,000円の中のふるさと納税業務委託料110万円について、現状、委託業者何社いるのか。また、今後、様々な窓口業務をしている業者がいると思うんですが、効果的な業者を選定しているかとは思いますが、今後、またその業者を増やす予定あるかどうか。それが1点。

それから、34ページ、保健福祉課長に伺います。

生活支援の低所得者世帯支援事業727万1,000円減額なんですけど、この減額の要因について、

また中身について詳細をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） ふるさと納税の業務についてご質問いただいております。

業者につきましては、ポータルサイトということで楽天からさとふるというようなそういったサイトございますが、それらを全て支援業務というところでは、今、結デザインというところに委託をしております。今、3.5%程度の委託料という形でお願いしております。今現在、2月末現在で2億600万円というようなことで寄附金のほうを頂いております。今回、1,600万円補正をさせていただいた経緯でございます。

その業者につきましては、今現在、3月までということなんですけれども、来年からは別な支援業者ということで岩手の業者が委託業務を受け取るというようなことになってございます。業者数を増やすということではなくて、支援業務は1社という形で今現在やっていますので、その業者がまた違う支援業者が請け負って、この町の全体の底上げをしていただくと。そこにプラス上がるのがポータルサイトみたいなことになりますので、そのような取組になるので、1社で来年は行っていくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

34ページの生活支援、低所得者の支援事業についてでございます。この事業につきましては、6月1日現在、加美町に住所を有している方に対しまして、非課税世帯の方に対しまして3万円給付するという事業でございました。当初予算では2,100名ほどを予定しております。6,300万円の交付金の予算額を計上させていただいております。実績としまして1,863名ということで5,589万円の実績になりましたので、その差額分の711万円を減額という形になりました。

当初予算で2,100名ほど見込んでいたというのは、あくまでも令和5年度の非課税世帯が確定する前の積算でございましたので、そのうち2,000名ほどは非課税世帯、あと100名ほどについては、1月1日から6月1日までの転入者及び家計急変世帯を100名ほど見込んでおりましたので、その辺で2,100名ということで当初見込ませていただいたと。実績に応じて減額させていただいたというような状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 先ほど委託料3.5%と言いましたけれども、税込み4.4%になるのが委託料になってございます。訂正させていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 令和5年度までの業者と令和6年度の業者が変わるということですが、その変わる理由は何でしょうか。

町長も言っておりますけれども、ふるさと納税、やはり財源の確保ということで非常に期待されておりますし、今後も増やしていくのが理想だと思いますけれども、業者を変えることによってその効果が望まれるのかどうか、見込めるのかどうか、その点をまず伺います。

それから、低所得者世帯の支援給付金なんですが、支給されなかったというような実態はあるのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

業者を変える理由ということでございますが、現在の契約している業者は宮城県には支店がございませんで、こちらの事業者さんに対する対応というのは年に1回、4月から5月にかけて業者説明会という形で一度顔を合わせるといような対応をされていまして。それではやはり細かい取組が期待できませんので、今回、プロポーザルで業者を変えまして、それで県内に事務所を移していただきました。足しげく通っていただきながら、塩竈市には事務所あるんですが、同じ塩竈市に同じ業者がプロポーザルで選定されまして、それで様々な提案のほうを今期待しているところでございまして、積極的な今後の商品のブラッシュアップ、それから新しい企画の開発、昨日申し上げましたが、クラウドファンディングといった手法を我々と共にやるというような気概を感じて、今回選定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

未交付の方につきましては、申請をいただいた方の中には、課税者の扶養になられている方、加美町に住民票を置いているけれども、親御さんが他町村にいらっしゃるって親御さんの扶養に入っているという方方もいらっしゃいます。そういった方々については、こちらは対象者だということで書類を送らせていただきましたが、非該当という方方もいらっしゃいます。あとは100名程度になりますが、未申請ということで申請をいただけなかったという方が100名ほどいるという状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 未申請というのは今ちょっと初めて聞いたんですけれども、そういった方々に啓蒙活動とかしていると思うんですけれども、やはり1世帯当たり3万円というのは大分大きな額だと思いますし、この辺どうなのでしょう。こういった対応を取られたのかだけ、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

未申請の方につきましては、再度申請を促すという形を取らせていただきました。あとは、ぎりぎりまで交付期限を過ぎても支払いが可能な限りということで、国の交付実績をまとめるまで待っていたというような状況でございます。

さらに、この3万円給付の方々については、去年の暮れになりますが、再度プラスして7万円給付ということで合わせて10万円の給付ということにつながっていきます。1,800名ほどの方々については、あらかじめこちらで口座情報が分かりますので、プッシュ型で7万円を12月25日、年内給付をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ページは29ページ、30ページ、32ページと主に地域おこし協力隊に関連する質問です。

29ページの933万9,000円の減額になった理由をお聞かせください。

それから、30ページについては、これも委託料が減額になっております。あと下のほうの移住促進事業については166万6,000円が補正増になっているんですが、この理由についてお聞かせください。

それから、42、43ページです。

障がい者の障害児入所給付費等負担金がちょっと補正になって増えているんですが、これは障害児通所施設給付事業として計上されているんですが、この内容についてお聞かせください。

43ページも同様で、地域生活支援事業として障がい者相談支援事業の金額が計上されていますが、その相談内容等々についてお聞かせください。

以上。取りあえず。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長でございます。

まず、ページで言いますと29ページ、地域おこし協力隊事業、こちらのほうで900万円ほどの減額をさせていただいております。こちらに関しましては、1名日本酒の隊員として令和5年度募集をかけておりました。今現在まで、こちらの募集していた隊員に関しまして応募の前段までは行ったんですけども、応募面接というところまでこれまでちょっと至っていないところがございます。ですので、まず、その方の隊員に係る分の経費に関しましては全て一応今回減額をさせていただいております。あとその他、細かいところに関しましては、それぞれ予算として見込んでいたところ、そういったところの実績に応じて減額をさせていただいている状況でございます。

続いて、大きいところでいきますと次のページの30ページの移住促進事業費、こちらで166万6,000円の増とありますが、こちらにつきましては次の30ページのほうで地方創生推進基金、こちらのほうに200万円ほど増額をさせていただいております。こちらに関しましては歳入のほうでもございましたが、当初予算のほうで企業版ふるさと納税のほうで300万円を予算計上させていただいておりますが、実績といたしまして現在400万円、事業者様3事業所からご寄附をいただいて400万円に現在なっております。その辺の絡みもございまして、今回、100万円の予算増額と、あとこれまでの実績等々を踏まえて積立てをさせていただいているという状況でございます。

あと30ページの地域おこし協力隊事務事業委託料の減額、こちらの減額に関しましては、地域おこし協力隊の起業する方も、あるいは定住する方もいろいろ目的としていらっしゃる隊員様々ございます。そういったどちらかというと会計年度任用職員という形で任用している任用隊員ですけれども、この隊員向けに定住定着企業、そういったそれぞれの隊員の個別の今後の4年後の方向性、そういった隊員が希望する今後の加美町暮らしを実現するために、民間事業所のほうに委託をしてサポート事業をしていただいております。そのサポート事業の実績として差額が出た分として、今回その160万円のほうを減額させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君）　保健福祉課長でございます。

42ページの自立支援給付事業についてということでございます。こちらの事業につきましては、児童福祉法に基づきます障がい児の方が通所サービスを受けるための施設を利用した給付

費になります。町内でも障がいを持った方々が通所で通ってその施設を利用するという場合にお支払いする給付費になります。

委託料のほうにつきましては、実績額等を考慮して不足が生じたということでございまして、扶助費のほうにつきましても、利用実績に基づいて給付額の増額補正という形になったということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 地域おこし協力隊の活動報告が3月3日にあったと思いますが、ちょっと聞きに行けなかったんですけれども、今年度で終わる人もいますけれども、何人くらい集まってどんな内容だったのか、あるいは好評を博したというか、みんなが関心を持って集まったブースはどういったところだったのか、ちょっと今後につながるとしますので、その様子をお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 最初はひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

先日、3月2日の日にやくらい文化センターのほうで地域おこし協力隊の活動報告会、令和5年度事業の報告会という形でさせていただきました。現在、町が直接会計年度任用職員として任用している隊員6名、あと委託型という形で6名の隊員に委嘱をしております。それぞれの事業をやっている事業ごとに換算しますと10個の事業に携わっていただいているという形で、今回はなかなかやはり12名の隊員全員に発表というのはなかなか時間的な制約もありましたので、今年度は初めて、隊員からの希望、要望をこういった形でやりたいですというお話もありまして、それぞれの隊員が活動している活動内容を紹介するブース、そういったブース形式でやくらい文化センター小ホールの半分を活用させていただいて、隊員自らが、自分がどういった活動をしているのか、あるいはこういったものを作成したり勉強したり研究したりしていますというそういった成果をそれぞれで展示をしていただいて、来場した方々に説明をしていただくという形を取らせていただいたのに加えて、3つの事業を行っている隊員に自分たちが活動した内容の報告をさせていただいたと。

今回、報告をする隊員と展示をする隊員と分かれた関係もありましたので、一つ一つの報告が終わった間に各ブースに立ち寄っていただくように、各ブースの隊員にインタビュー形式で、どこどこ出身でどういった活動していてどんな思いで加美町に来ているかというのをそれぞれお話しをいただいて、その後にそれを聞いて皆さんのほうがそのブースを訪れて、隊員が活動

している内容の話をしていただいたと。

一応来場していただいた方々は40名弱、一般の町民の方々等々で来ていただきまして、大変にぎわいを見せていたかなと。

今後も、あらゆる形で隊員の活動状況の報告について努めてまいりたいと考えております。
よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

43ページでございますが、地域生活支援事業、障害者相談支援事業について答弁漏れがありましたので、ご説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、障がい者の相談業務につきまして、本来、消費税が課税される対象事業であったにもかかわらず、町の契約上、非課税と誤認をしておりますして業務委託の契約を結ばせていただいたというところの内容でございまして、障がい者の福祉相談事業につきましてはこの非課税事業に当たらないということで、今、全国的に変更契約等がなされている状況になってございます。

加美町におきましては、大崎誠心会と加美町社協と2者と契約をしておりますして、現年度分につきましては、委託料の中で90万8,000円に対応させていただきたいと思います。21節の委託業務補償費226万円につきましては、大崎誠心会さん分としまして、令和2年から令和4年の3年分につきまして、合わせまして223万1,000円ほど、あと加美町社協さん分につきましては、令和4年分としまして計上させていただいているということでございまして、合計で226万円という内訳になってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

地域おこし協力隊の活動発表で私は気になっているのは、農業関係者の地域おこし協力隊が今後も来てくれるかなと、増えていけばいいなと思っているんですが、そういったブースの参加者というか聞きに来ている人たちの反応というか、どんなものだったのか、もしお分かりでしたらお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 最初はひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

現在、農業関係の隊員という形で従事しておりますのは、直接的に農業に関わっているの

は今1名、花卉栽培、お花のほうの栽培の関係のほうで、今、協力隊活動をしていただいております。

やはり今回、自分が生産している花等々も持ち寄って持ってきていただいて、こういった思いでそういった活動をしているかという形でお話しをしていただいたり、あとはやはり経営的な感覚で農業をする必要があるというようなところのお話をやっぱり来場した方々とお話しをしたり、あとやっぱり地域の人と特性、そういったものを知るためにはどんどん地域に出る必要があるというところを隊員の方と、全く受入れ先でもない一般の本当に町民の方とそういったお話しをされたり、何で加美町に来たんですかというところからお話しをされたり、本当に逆にかしこまった場にしなかったところで非常に和気あいあいと町民の方々と隊員の方々が触れ合える場ができたのかなと。

そういった町の実施事業以外でも、県の事業等々でも中新田交流センター等を活用させていただいて、「ちおコレ」という形で大崎管内の協力隊が加美町に集結をして、そういった活動もさせていただいたりしておりましたので、今後もそういった開催前の情報発信、あるいは開催後の情報に関しましては、今、協力隊の瓦版というところで紹介をさせていただいたりしておりますので、引き続き、そういった隊員と町民の方々の交流の場、そういったところの創出にも努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 先ほど柳川議員の質問ありました9ページの管理委託料の債務負担行為の件でご説明申し上げます。

賀美石公民館の電気代について、電気料金の価格上昇により最終年度10万円程度不足が見込まれることから、指定管理料の債務負担の補正増額を行うものです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号令和5年度加美町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号令和5年度加美町一般会計

補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。15時55分まで。

午後3時39分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第23 議案第21号 令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（早坂忠幸君） 日程第23、議案第21号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第21号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出それぞれ28億676万7,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、県支出金として一般被保険者高額療養費2,400万円増、繰入金として保険基盤安定繰入金1,831万円減などであります。

歳出の主なものについては、一般管理費でデータヘルス計画策定委託料728万7,000円減、保険給付費で高額療養費2,400万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第24、議案第22号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第22号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ382万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,482万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料として普通徴収保険料現年度分1,247万円増、繰入金として保険基盤安定繰入金355万1,000円減などであります。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合納付金100万円増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第25、議案第23号令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第23号令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2,358万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億3,889万円とする補正予算と、債務負担行為1件の追加を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として介護給付費負担金2,425万2,000円増、支払基金交付金として介護給付費交付金821万6,000円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費で居宅介護サービス等給付費2,447万5,000円増、基金積立金で介護給付費準備基金積立金3,037万5,000円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号令和5年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第26、議案第24号令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第24号令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ204万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億1,020万円とする補正予算と、繰越明許費の設定1件のほか、地方債1件の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、繰入金で下水道基金繰入金384万円増、町債で公共下水道整備事業債180万円減であります。

歳出の主なものについては、施設管理費で脱水ケーキ運搬処分業務委託料192万円増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第25号 令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第27、議案第25号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第25号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,378万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億423

万7,000円とする補正予算と、地方債1件の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町債として浄化槽整備推進事業債810万円減などであります。

歳出の主なものについては、建設費で浄化槽設置工事1,466万円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第26号 令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第28、議案第26号令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第26号令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、それぞれ110万円を増額し、総額5億4,300万円とする補正予算であります。

予定額に対する不足額及び不用額の精査を行い、収益的収入においては、営業費用で191万2,000円を減額、営業外費用で100万円、特別損失で80万円、予備費で121万2,000円を増額するものです。

資本的収入及び支出においては、支出で2,350万円を減額し、総額1億4,662万5,000円とする補正予算であり、資本的支出の建設改良費を2,350万円減額するものです。

今回の補正により、過年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を2,350万円減額し、1億2,366万1,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号令和5年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第29、議案第27号令和6年度加美町一般会計予算、日程第30、議案第28号令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第31、議案第29号令和6年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第32、議案第30号令和6年度加美町介護保険特別会計予算、日程第33、議案第31号令和6年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第34、議案第32号令和6年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第35、議案第33号令和6年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第36、議案第34号令和6年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第37、議案第35号令和6年度加美町下水道事業会計予算、日程第38、議案第36号令和6年度加美町水道事業会計予算、以上10件は、いずれも令和6年度の予算であり関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第29、議案第27号から日程第38、議案第36号までを一括議題といたします。

日程第29 議案第27号 令和6年度加美町一般会計予算

日程第30 議案第28号 令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第31 議案第29号 令和6年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 2 議案第 3 0 号 令和 6 年度加美町介護保険特別会計予算

日程第 3 3 議案第 3 1 号 令和 6 年度加美町介護サービス事業特別会計予算

日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 6 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 6 年度加美町霊園事業特別会計予算

日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 6 年度加美町営駐車場事業特別会計予算

日程第 3 7 議案第 3 5 号 令和 6 年度加美町下水道事業会計予算

日程第 3 8 議案第 3 6 号 令和 6 年度加美町水道事業会計予算

○議長（早坂忠幸君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 令和 6 年度各種会計予算の総額等について説明申し上げます。

議案第27号令和 6 年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ136億3,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第28号令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ29億円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第29号令和 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ 3 億3,400万円と定めるものであります。

議案第30号令和 6 年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ32億3,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第31号令和 6 年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ640万円と定めるものであります。

議案第32号令和 6 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ1,000万円と定めるものであります。

議案第33号令和 6 年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ230万円と定めるものであります。

議案第34号令和 6 年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ240万円と定めるものであります。

議案第35号令和 6 年度加美町下水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ 9 億8,735万4,000円とし、資本的収入及び支出については、収入 5 億5,913万2,000円、支出 8 億7,249万2,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億1,336万円は、当年度分損益勘定留保資金、当該年度分消費税資本的収支調整額で補填するものとし、債務負担行為、企業債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第36号令和6年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ5億3,030万円とし、資本的収入及び支出については、収入301万7,000円、支出1億7,843万9,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,542万2,000円は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金、建設改良積立金、当該年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

なお、各会計の詳細についてはそれぞれ担当課長より説明しますので、よろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 続いて、担当課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

説明申し上げます。

議案第27号

令和6年度加美町一般会計予算

令和6年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136億3,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く）に係る予算

額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長です。

予算書329ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第28号

令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

続きまして、予算書361ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第29号

令和6年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

続きまして、予算書373ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第30号

令和6年度加美町介護保険特別会計予算

令和6年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億3,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（川熊裕二君） 地域包括支援センター所長です。

予算書の417ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第31号

令和6年度加美町介護サービス事業特別会計予算

令和6年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ640万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長です。

予算書425ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第32号

令和6年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

令和6年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

予算書433ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第33号

令和6年度加美町霊園事業特別会計予算

令和6年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

る。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長です。

予算書の439ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第34号

令和6年度加美町営駐車場事業特別会計予算

令和6年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ240万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

445ページをお開き願います。

議案第35号

令和6年度加美町下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和6年度加美町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）水洗化戸数	6,050戸
（2）年間処理水量	192万5,000立方メートル
（3）主な建設改良事業	
ア 管渠建設事業	1,700万円

イ 処理場施設建設事業	2 億5,400万円
ウ 浄化槽建設事業	3,730万円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	9 億8,735万4,000円
-------------	-----------------

次のページをお願いいたします。

支 出

第1款 下水道事業費用	9 億8,735万4,000円
-------------	-----------------

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,336万円は、当年度分損益勘定留保資金2億9,921万7,000円、当該年度分消費税資本的収支調整額1,414万3,000円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的收入	5 億5,913万2,000円
-----------	-----------------

支 出

第1款 資本的支出	8 億7,249万2,000円
-----------	-----------------

(特例的收入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,472万5,000円及び2億7,011万8,000円である。

次のページをお願いいたします。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5億円と定める

次のページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,377万5,000円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4億5,083万5,000円である。

令和6年3月5日提出

加美町長 石 山 敬 貴

続きまして、479ページをお開き願います。

議案第36号

令和6年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 8,750戸 |
| (2) 給 水 量 | 206万4,000立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 5,655立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益	5億3,030万円
------------	-----------

支 出

第1款 水道事業費用	5億3,030万円
------------	-----------

次のページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出

額に対し不足する額 1 億7,542万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億4,483万9,000円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円及び当該年度消費税資本的収支調整額1,058万3,000円で補填するものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入 301万7,000円

支 出

第 1 款 資本的支出 1 億7,843万9,000円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 5 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 同一款内での各項間の流用 1,000万円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 723万5,000円

2 交 際 費 5 万円

令和 5 年 3 月 5 日提出

加美町長 石 山 敬 貴

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第36号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和 6 年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和 6 年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和 6 年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は令和 6 年度予算審査特別委員

会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 4 時 3 2 分 散会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 8 日

加美町議会議長 早 坂 忠 幸

署 名 議 員 三 浦 英 典

署 名 議 員 沼 田 雄 哉

